

平成 1 9 年度マスターセンター補助事業

障害者授産施設及び作業所の実態と
今後の方向に関する調査研究
報 告 書

平成 1 9 年 1 2 月

社団法人中小企業診断協会・和歌山県支部

目 次

はじめに	1
第1章 障害者自立支援法の研究	2
1. 障害者自立支援法とは	2
(1) 障害者施設を一元化	2
(2) 利用者の利便向上	2
(3) 就労支援の強化	2
(4) 支給決定のプロセスを明確化	2
(5) 安定的な財源を確保	2
2. 総合的な自立支援システムとは	2
(1) 自立支援給付	2
(2) 地域生活支援事業	3
3. どのようなサービスがあるのか	3
(1) 介護給付	3
(2) 訓練等給付	4
4. サービスの利用の仕方と費用	5
(1) 申請からサービス利用までの流れ	5
(2) 障害程度区分認定の流れ	5
(3) 訪問系サービスの利用要件	8
(4) サービスを利用時の費用	9
5. 自立支援医療にかかる医療費	12
(1) 一定所得以下の世帯の場合	12
(2) 中間所得世帯の場合	12
(3) 一定所得以上	12
(4) 高額治療継続者（「重度かつ継続」）	12
6. 補装具費支給の仕組み	13
(1) 申請	13
(2) 支給決定	13

(3) 契約	1 3
--------	-----

(4) 製品引渡しと支払い	1 3
---------------	-----

7. その他の制度改正	1 3
--------------------	------------

(1) 地域生活支援事業	1 3
--------------	-----

(2) 障害児施設の利用の仕組み	1 4
------------------	-----

第2章 福祉施設の体系	1 6
--------------------	------------

1. 旧事業体系の施設	1 6
--------------------	------------

(1) 障害者更生援護施設	1 6
---------------	-----

(2) 障害者援護施設	1 6
-------------	-----

(3) 精神障害者社会復帰施設	1 7
-----------------	-----

2. 新業体系の施設	1 8
-------------------	------------

(1) 生活介護事業	1 8
------------	-----

(2) 療養介護事業	1 8
------------	-----

(3) 自立訓練(機能訓練)事業	1 9
------------------	-----

(4) 自立訓練(生活訓練)事業	1 9
------------------	-----

(5) 就労移行支援事業	2 0
--------------	-----

(6) 就労継続支援事業(A型)	2 0
------------------	-----

(7) 就労継続支援事業(B型)	2 1
------------------	-----

(8) 地域生活支援事業	2 2
--------------	-----

(8)－2 地域生活支援事業一覧(市町村事業)	2 2
-------------------------	-----

(8)－3 地域生活支援事業一覧(都道府県事業)	2 3
--------------------------	-----

第3章 和歌山県下の障害者福祉施設	2 4
--------------------------	------------

1. 障害福祉サービス等(新事業体系のサービス)	2 4
---------------------------------	------------

(1) 生活介護(障害者自立支援法第5条第6項)	2 4
--------------------------	-----

(2) 就労移行支援(障害者自立支援法第5条第14項)	2 4
-----------------------------	-----

(3) 就労継続支援A型(障害者自立支援法第5条第15項)	2 5
-------------------------------	-----

(4) 就労継続支援B型(障害者自立支援法第5条第15項)	2 5
-------------------------------	-----

2. 旧法指定施設等(旧事業体系のサービス)	2 6
-------------------------------	------------

(1)身体障害者授産施設（旧身体障害者福祉法第31条）	26
(2)身体障害者福祉工場（身体障害者福祉工場設置運営要綱）	27
(3)知的障害者授産施設（入所）（旧知的障害者福祉法第21条の7）	27
(4)知的障害者授産施設（通所）（旧知的障害者福祉法第21条の7）	28
(5)知的障害者小規模通所授産施設	30
(6)精神障害者通所授産施設（旧精神保健福祉法第50条の2）	30
(7)精神障害者小規模通所授産施設（旧精神保健福祉法第50条の2）	31
(8)精神障害者福祉工場（旧精神保健福祉法第50条の2）	31
3. その他の施設(障害福祉関係)	32
(1)「ひきこもり」者 社会参加支援センター	32
(2) 障害者小規模作業所	32

第4章 和歌山県の授産施設等の実態 34

第5章 福祉施設ヒアリング結果 43

1. ソーシャルファーム・ピネル食品部	43
2. はぐるま共同作業所第一分場	43
3. きのかわふるさと村	44
4. むくのき分場	44
5. たんぽぽ作業所	45
6. ひまわり作業所	45
7. ふたば作業所	46
8. はまゆう作業所	46
9. あすか作業所	47
10. なぎの木園作業所	48
11. わかば園作業所	48
12. いなほ作業所	49

第6章 問題点 50

1. 障害者自立支援法の問題	50
----------------	----

2. 障害者福祉施設の問題点	5 1
----------------	-----

第7章 今後のあるべき姿	5 1
--------------	-----

1. 施設の経営指針（経営理念、経営方針、経営計画）作成する。	5 4
2. 施設に企業経営的な感覚を取り入れる。	5 4
3. 売れる製品を作る。	5 5
4. 売れる仕組みを作る。	5 5
5. 授産事業ごとの原価計算を実施する。	5 6
6. 授産事業の業務内容と利用者の障害の程度を調査し、すべての利用者が作業ができる体制作りをする。	5 6
7. 施設間の情報のネットワークの共有化はかり、作業内容の公表や販売ルートの相互活用に利用する。	5 6

おわりに	5 8
------	-----

はじめに

平成18年4月1日、障害者自立支援法が制定され、10月1日から全面施行されている。

従来の「措置制度」から「支援費制度」、さらに「障害者自立支援法」と障害者を取り巻く福祉施策は大きく変化し、施設の職員、利用者である障害者、その保護者も戸惑っているところである。

この法律の趣旨はノーマライゼーションという考え方が根本にあり、障害者が健常者と同じように暮らせる社会を目指し、究極の目的は障害者の自立である。

しかし、和歌山県下のこれらの施設を利用する障害者の平均月間工賃は1万円未満の施設が多く、障害者年金が支給されているというものの自立とは程遠いものである。しかも従来の「応能負担」から「応益負担」に変わって障害者の自己負担分が増加し、作業所の通うことをやめて居宅生活に移行している障害者も出始めた。また作業所に対する支援額も減少し、このままでは、作業所の運営が維持できなくなり閉鎖に追い込まれると共に、障害者の行き場所が無くなる。居宅生活により障害者の保護者が就労困難になるという社会問題も発生する可能性がある。

これらの施設は、4年以内に障害者自立支援法に基づいた事業所に移行しなければならないが、なぜこのように工賃が安いのかの原因を大雑把に考えると、福祉施設側が、過去の福祉政策の上に胡坐をかいていたせいか、生産管理、営業管理、労務管理等の経営管理に関する意識、能力が低いということと、工賃に関するインセンティブに乏しいということである。

そのために、障害者自立支援法を研究し、施設の実態を調査し、必要に応じてヒアリング調査を実施して課題を抽出し、今後のあるべき方向性を見出すとともに、より多くの施設を利用する障害者が経済的に自立できるような工賃アップを実現できるような方向に持っていきたい。

平成19年8月

社団法人中小企業診断協会

和歌山県支部 支部長・奥村博志

第1章 障害者自立支援法の研究

1. 障害者自立支援法とは

障害者に関する施策は、2003年4月に身体障害者、知的障害者、障害児に対する「支援費制度」の導入が決まり、従来の「措置制度」から大きく転換した。しかし、支援費制度の導入によってサービス利用者が急増し、国と地方自治体の費用負担だけではサービス利用に対する財源確保が困難になっている。また、サービス提供に関して、これまで身体障害、知的障害、精神障害という障害種別ごとに縦割りで整備が進められてきたことから「格差」が生じ、事業体系がわかりにくい状況となっている。

精神障害者は支援費制度にすら入っていない状況の改善が必要であることも指摘されていた。

さらに、各自治体のサービス提供体制と整備状況が異なり、全国共通のサービス利用ルールもないため大きな地域間格差も生まれている。結果的に、働く意欲のある障害者が必ずしもその機会を得られていないという状況も見えてきた。こうした制度上の問題を解決し、障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現するために「障害者自立支援法」が2005年（平成17年）10月31日に成立し、翌2006年（平成18年）4月1日から順次施行され、10月1日から全面施行された。

障害者自立支援法のポイント

(1) 障害者施設を一元化

身体障害、知的障害、精神障害という障害の種類に関係なく、共通の仕組みによって共通のサービスが利用できるようになった。

(2) 利用者の利便向上

サービス体系を見直して利用者がわかりやすく使いやすいものになった。33種類に分かれていた施設体系が再編されている。

(3) 就労支援の強化

働きたいと考えている障害者に対して、就労の場を確保する支援の強化が進められている。

(4) 支給決定のプロセスを明確化

全国共通のルールに従って、支援の必要度を判定する尺度(障害程度区分)を導入し、支給決定のプロセスを明確にした。

(5) 安定的な財源を確保

国の費用負担の責任を強化し(費用の2分の1を負担)、同時に、サービス費用をみんなで支えあう仕組み(原則として利用者は費用の1割負担)になった。

2. 総合的な自立支援システムとは

(1) 自立支援給付

障害者自立支援法では、サービス利用者のニーズや障害の程度に応じてサービスが公平に提供されるようになった。具体的には、サービスの給付体系を再編し、在宅でのサービス利用、通所で利用するサービス、入所施設サービスなど「障害福祉サービス」の中身をわかりやすく整理した。こうしたサービスは、利用者へ個別給付される「自立支援給付」と呼ばれ、大きく分けて、

- ① 介護給付
- ② 訓練等給付
- ③ 自立支援医療
- ④ 補装具などに分かれてる。

(2) 地域生活支援事業

そのほかに、地域生活支援事業がある。この事業は国や都道府県の財政支援を受けて市町村が行うサービスと都道府県が国の財政支援を受けて行うサービスであり、県及び市町村のサービスの内容は

- ① 利用者の相談支援
- ② 手話通訳などのコミュニケーション支援
- ③ 日常生活用具の給付・貸与
- ④ 移動支援
- ⑤ 地域活動支援センターの機能強化
- ⑥ その他の日常生活または社会生活の支援である。

3. どのようなサービスがあるのか

障害福祉サービスの中核は、「介護給付」と「訓練等給付」に分かれている。介護給付は10種類、訓練等給付は4種類のサービスがある。こうしたサービスを具体的に述べる。

(1) 介護給付

① 訪問・通所系サービス

1) 居宅介護

ホームヘルプサービスと呼ばれているサービスで、自宅で入浴・排泄・食事などの介護を行う。

2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で、常に介護が必要な障害者に、自宅で入浴・排泄・食事の介護を行う。外出時の移動を助け、移動中の介護も行う。

3) 行動援護

知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な障害者に、行動するときの危険を回避する援助や外出時の移動の支援を行う。

4) 重度障害者等包括支援

常に介護が必要な障害者のなかで、介護の必要性が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的（例えば、通所サービス、訪問系サービス、ケアホームを利用する）に提供する。

5) 児童デイサービス

障害児が施設に通い、日常生活の基本動作や集団生活への適応訓練を受ける。

6) 短期入所（ショートステイ）

在宅で介護を行う人が病気などの場合、短期間施設に入所して介護を受けることができる。

② 日中活動

1) 療養介護

医療を必要とする障害者で常に介護が必要な場合、昼間に病院や施設で機能訓練、療養上の管理、看護、介護などを行う。

2) 生活介護

常に介護が必要な障害者に、昼間に障害者支援施設で入浴・排泄・食事の介護を提供する。また、創作活動や生産活動の機会も提供する。

③ 居住支援

1) 施設入所支援

施設に入所している人に、夜間の入浴・排泄・食事などの介護を行う。

2) 共同生活介護（ケアホーム）

障害者が共同生活している住居において、主に夜間の入浴・排泄・食事の介護を行う。一般的に、ケアホームでのサービス提供がこれに当たり、グループホームとは違う。

(2) 訓練等給付

① 訪問・通所系サービス

「訓練等給付」には「訪問・通所系サービス」はない。

② 日中活動

1) 自立訓練

自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間において身体機能や生活能力を向上させるために必要な訓練を行う。

2) 就労移行支援

就労を希望する障害者に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会を提供する。また、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。

3) 就労継続支援

通常の事業所で働くことが困難な障害者に、就労の機会や生産活動の機会を提供する。利用期

限は定められていない。この事業には「A型（雇用型）」と「B型（非雇用型）」がある。A型は雇用契約を結んで就労が可能と見込まれる人で、盲・聾養護学校卒業者や一般企業を離職した人が対象になる。

B型は就労の機会を通して生産活動の知識や能力の向上が見込まれる人や過去に一般企業に就職していたが年齢や体力面の問題で雇用されることが困難になった人たちが対象になる。

③ 居住支援

1) 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営む障害者に、住居において共同生活を営むための相談や日常生活上の援助を行う。

これらの関連を図示刷れば下表のようになる。

介 護 給 付	訪 問 ・ 通 所 系	ホームヘルプ	訓 練 等 給 付	活 動 中	自立訓練
		重度訪問介護			就労移行支援
		行動援護			就労継続支援
		ショートステイ	支 居 援 住	支 居 援 住	グループホーム
		重度障害者等包括支援			
		児童デイサービス			
	活 動 中	療養介護			
		生活介護			
	支 居 援 住	ケアホーム			
		夜間ケア			

＊訪問・通所系サービス。

利用者が在宅でホームヘルパーの訪問などのサービス利用、施設に通って利用するデイサービスなどがある。

＊日中活動と居住支援

入所施設で提供されるサービスもある。サービス利用者が入所施設内だけの生活にとどまらず地域社会とのかかわりのある暮らしを実現するために、入所施設で昼間の活動を支援する「日中活動」と住まいの場における「居住支援」に分かれている。

4. サービスの利用の仕方と費用

(1) 申請からサービス利用までの流れ

障害福祉サービスを利用するためには、市町村にサービス利用申請をして審査、判定を受ける必要

がある。その結果、障害程度区分が決定され受給者証が交付される。利用者は、サービス提供事業者と契約し、サービスの利用が始まる。

障害者自立支援法の対象となる障害者は、以下の要件が必要である。

- ① 身体障害者福祉法に規定されている身体障害者
- ② 知的障害者福祉法に規定されている知的障害者のうち 18 歳以上の者
- ③ 精神保健および精神障害者福祉に関する法律に規定されている精神障害者のうち 18 歳以上の者
- ④ 児童福祉法に規定されている障害児および精神障害者のうち 18 歳未満の者

相談	サービス利用を希望する人は、市町村または相談支援事業者に相談する。相談支援事業者は、市町村の指定した事業所で、障害福祉サービスの申請前の相談や申請手続きの支援、サービスを利用する場合の計画書の作成、サービス事業者との連絡調整などを行う。
申請	相談を終えてサービス利用を希望することが決まったら、住んでいるところの市町村にサービス利用の申請を行う。現在施設に入所して居住地がない場合は、入所前の居住地に申請を行う。児童の場合は申請手続きを保護者が行うこともできる。
審査・判定	申請を行うと市町村から現在の生活や障害に関して調査を受ける（アセスメント）。この調査結果をもとに市町村は審査・判定を行ない、どのくらいのサービスが必要かという障害程度区分を決定する。
事業者と契約	障害程度区分や介護する人の状況、申請者の希望をもとにサービスの支給量が決まり通知される。サービス利用者には「障害福祉サービス受給者証」が交付される。 支給決定が決まると相談支援事業者のサポートを受けて、サービス利用計画書を作成する。利用者が、計画作成にかかる費用を支払うことは原則ない。計画が決定したらサービス提供事業者との契約を行う。
サービス利用	契約が完了した段階でサービス利用が始まる。

(2) 障害程度区分認定の流れ

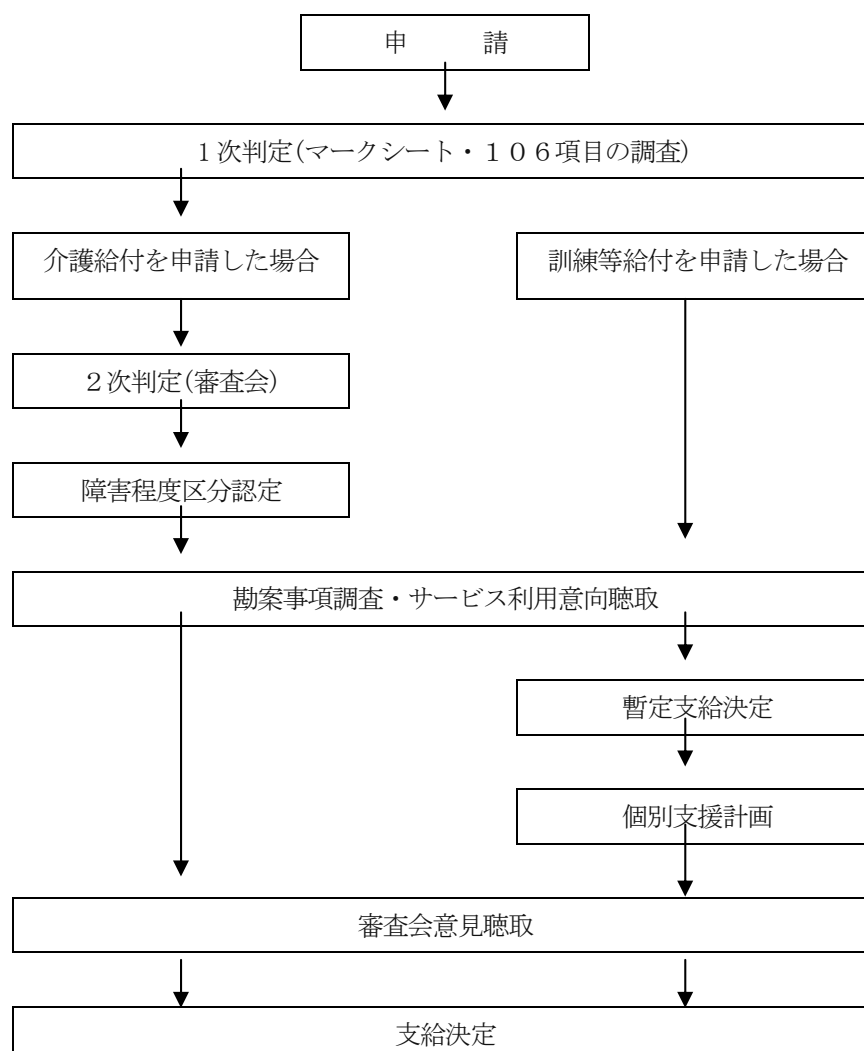
サービス利用を希望する障害者が市町村に申請を行うと、各市町村は支給決定のために審査を行う。

① 1 次判定（マークシート・106 項目の調査）

市町村は最初に全国共通の 106 項目からなる心身の状況に関するアセスメント調査を行う。調査の中身は、調理・食事の配膳・洗濯・掃除・交通手段の利用といった社会生活に関することから、意思の伝達・指示への反応などのコミュニケーション能力、金銭管理・電話利用など身の回りの世

話、麻痺の状態・移動など身体状況、点滴管理や透析など特別な医療の必要性などを確認する。このアセスメント調査結果をコンピュータによって一次判定する。その結果をもとに障害程度の区分の判定が実施される。障害程度の区分は、非該当、区分1～6に分類される。障害程度区分が決定したら、市町村は支給決定案を作成するための勘案事項調査（地域生活、就労、日中活動、介護者の状況、居住などの項目）を実施し、サービスの利用意向の聞き取り、訓練・就労に関する評価なども同時に行う。

勘案事項調査の具体的な中身は、外出の頻度や社会活動参加の状況を調べる地域生活関連、過去・現在における就労の状況調査、日中活動の主な場所、介護者の有無と介護者の健康状態、主な生活の場所（自宅か施設か）といった項目となっている。



② 2次判定(審査会)

2次判定は市町村審査会で介護給付を希望する利用者に対して実施される。コンピュータによる1次判定によって非該当、区分1～6に分類された結果に関して、医師の意見書、特記事項などの

参考資料をもとに審査し、最終的に障害程度区分を認定する。判定結果は、障害程度区分、認定の有効期間（原則３年）、支給決定に関する意見について市町村に通知される。

③ 障害程度区分認定と結果の通知

障害程度区分の認定後に、市町村は地域生活の状況や日中活動、介護者、住居等の状況などの勘案事項調査とサービス利用の意向調査を行う。そして、認定結果と利用者のニーズを最終的に判断して支給決定を行う。障害程度区分は区分１～６の６段階に分かれる。

この結果によって、サービス利用にかかわる１）居宅介護等の国庫負担基準額、２）療養介護、生活介護などの給付要件などが決まる。認定結果を受けた利用者は、相談支援事業者の助けを借りてサービス利用計画書（ケアマネジメント）を作成し、サービスの利用が始まる。

④ 暫定支給決定

訓練等給付では、暫定支給決定という仕組みが導入されている。

訓練等給付は、そのサービスが適当かどうかを判断するために一定期間、訓練の効果や本人の意思を確認する。効果が認められない場合は、サービスの種類の見直しやサービス提供事業者を変更して再評価を行う。

効果が認められた場合は、サービス事業者が成果目標や訓練期間を具体的に設定（個別支援計画）し、支給期間が決まる。

支給期間が経過した段階で再評価を行い、一定の改善がみられた場合はサービス提供期間が延長される。

(3) 訪問系サービスの利用要件

障害程度区分の認定結果によって利用できる介護給付サービス、訓練等給付サービスが決まっている。各サービスに必要な要件は以下の通りである。

居宅介護 (ホームヘルプサービス)	障害程度区分１以上で、サービスを利用できる時間や回数は、受給者証に記載してあります。
行動援護	障害程度区分３以上で、障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が１０点以上である者
重度訪問介護	障害程度区分４以上で、二肢以上に麻痺があり、障害程度区分の調査項目のうち「歩行」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されるとき
重度障害者等包括支援	障害程度区分６で、かつ意思疎通に著しい困難を有する者で、以下の要件の者 ・四肢すべてに麻痺があつて寝たきり状態にある障害者で、気

	管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者、もしくは最重度知的障害者 ・障害程度区分の調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が15点以上である者
--	--

(4) サービスを利用時の費用

2006年4月から障害福祉サービスを利用したときの費用は、原則として（第29条第3項規定）食費、光熱水費を除いてサービスに要した費用の1割負担となった。ただし、世帯の所得によって支払う額の上限が設定されている。また、これまで身体・知的・精神障害という障害種別ごとに定められていたグループホームや施設への入所費用の負担方法も一律になり、サービス利用費と食費、光熱水費の実費負担が必要になっている。それぞれの負担額に関しては減免措置が設けられている。

費用負担に関しては所得に応じて支払う額の上限が決まっている。支払いの負担が重くならないように配慮されている。

① 利用者負担の軽減額

1) 生活保護世帯

支払額は0円。自己負担の必要はない。

2) 市民税のかかっていない世帯（住民税非課税世帯）

住民税非課税世帯で障害者または障害児の保護者の年収が80万円以下の世帯を「低所得1」、80万円以上の世帯を「低所得2」に分け上限額が設定されている。

低所得1の場合 15,000円

低所得2の場合 24,600円

3) 市民税のかかっている世帯（住民税課税世帯）

支払額は37,200円

② 負担軽減の仕組み

利用者負担の上限額に加えて、サービス利用にかかる費用の負担額が少しでも軽くなるようにいろいろな負担軽減の仕組みが設定されている。定率負担(1割負担)に関する軽減措置としては、

1) 入所者等の個別減免

2) 社会福祉法人減免

3) 高額障害福祉サービス費

4) 生活保護への移行防止措置がある。

また、食費・光熱水費の実費負担に関しても

1) 入所施設における個別給付

2) 通所施設等における食費負担軽減措置が設けられている。

③ 定率負担の軽減措置

1) 入所者等の個別減免

グループホームや施設に入所している方のうち所得が低く資産のない場合は、定率負担(1割負担)に対する個別減免という仕組みによって、収入額によって決められた金額まで利用者負担額が減免される。この仕組みは向こう3年間の経過措置として認められているもので、実態調査などのデータをもとに再検討することが決まっている。

対象者	グループホーム、施設に入所している20歳以上の方	
	1	所得階層が低所得1、2に該当する
	2	本人の預貯金が350万円以下か資産を持っていない
減免額	1	収入が66,667円以下の場合、負担なし
	2	収入が66,667円以上の場合、超えた収入に対して負担額が算定される。収入が年金や工賃の場合、3,000円の基礎控除後の収入に対して50%を上限とした負担額が決定する。ただし、収入の85%が手元に残るように負担率は15%となる。

2) 社会福祉法人減免

通所施設、デイサービス、ホームヘルプ及び20歳以下の施設入所サービスの利用者に対して、所得の低い障害者が障害福祉サービスを利用できるようにするために、社会的に認知された社会福祉法人が法人自体で利用料を負担し、利用者負担を減免することができる仕組みである。減免は、利用者負担額の上限が通常の下分の1となるように設定され、経過的に3年間実施される。

対象者	低所得1、2で世帯の収入、資産が(預貯金)が決められた額以下である方	
	単身者	収入額150万円以下 預貯金350万円以下
	2人	収入額200万円以下 預貯金450万円以下
	3人	収入額250万円以下 預貯金550万円以下
減免額	低所得1	一つの事業でかかる負担額が7,500円を超えた金額を減免
	低所得2	一つの事業でかかる負担額が12,300円を超えた金額を減免

3) 高額障害福祉サービス費

同じ世帯の中に障害福祉サービスを利用している方が複数いる場合、あるいは同じ方が介護保

険サービスも利用している場合には、世帯全体で一人分の負担の上限額を支払い、それを超えて支払った分は払い戻しが受けられる。（償還払い方式）

たとえば、低所得１の世帯の場合、負担上限額は１５，０００円である。ところが、世帯の中に２人のサービス利用者がいて、２人のサービス利用者負担の合計金額が１８，０００円になった場合、このうちの３，０００円が払い戻しされる。つまり、２人の負担額の合計額が１５，０００円を超えないように計算される仕組みである。

4) 生活保護への移行防止措置

障害福祉サービスの利用者負担や施設入所の場合にかかってくる食費、光熱水費を支払うと生活保護になってしまう方に対して、生活保護にならないように負担額の上限を下げる措置である。

利用者負担額の引き下げ

低所得１	１５，０００円を支払うと生活保護になる場合	限度額を０円にする
低所得２	２４，６００円を支払うと生活保護になる場合	限度額を１５，０００円にする
課税世帯	３７，２００円を支払うと生活保護になる場合	限度額を２４，６００円にする

④ 食費・光熱水費の実費負担に対する軽減措置

1) 入所施設における個別給付

障害者が入所施設やグループホームを利用する場合、食費や光熱水費は実費負担することになっている。しかし、所得が低く資産のない方の場合は、収入額によって決められた金額まで食費、光熱水費を支払い、差額は補足給付される仕組みである。

a. 対象者が施設に入所している２０歳以上で、低所得１、２に該当する場合

収入が６６，６６７円以下の場合、収入から２５，０００円を差し引いた額まで支払う。２５，０００円を差し引くのは、食費・光熱水費以外に必要なその他の支出をまかなう費用をあらかじめ残すためである。

収入が６６，６６７円以上の場合、上記の額に加えて６６，６６７円を超えた額の５０％まで支払う。ただし、障害基礎年金１級の受給者と６０歳以上の障害者は２５，０００円に３，０００円または５，０００円加算される場合があります。

b. 対象者が施設に入所している２０歳以下の場合は、保護者の方の所得階層によって一定額が補足給付され、残りの額を保護者が支払う。補足給付を行う尺度として食費４８，０００円、光熱水費１０，０００円の合計５８，０００円が設定される。

2) 通所施設等における食費負担軽減措置

通所施設、デイサービス、ショートステイなどを利用する場合、低所得者に対して食費の一部が補助される。

対象者	通所施設、デイサービス、ショートステイの利用者で、生活保護、市民税非課税の方
補助額	食費のうち人件費相当分が補助の対象となり、利用者は食材費のみ負担する。 たとえば、食費一日 6 5 0 円のうち内訳が人件費 4 2 0 円、食材費 2 3 0 円とする。デイサービスを月に 2 0 日利用した場合、食費の合計額は 1 3, 0 0 0 円であるが、このうち人件費 8, 4 0 0 円が補助され、本人負担は 4, 6 0 0 円になる。

5. 自立支援医療にかかる医療費

どの障害の人も医療にかかる費用は、基本的に 1 割の定率自己負担となす。低所得世帯の方には医療費負担軽減措置がある。また、一定の負担能力があっても高額治療継続者（重度かつ継続）で相当額の医療費負担が生じる方にもひと月当たりの負担に上限額を設定する負担軽減策がある。この場合、世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とする。

入院時の食費（標準負担額相当）については原則自己負担となる。

(1) 一定所得以下の世帯の場合

生活保護世帯は、自己負担は 0 円。

市町村民税非課税世帯で、障害者本人または保護者の年収が 8 0 万円以下（低所得 1）の場合は、負担上限月額が 2, 5 0 0 円となっている。また、市町村民税非課税世帯で本人または保護者の収入が 8 0 万円超（低所得 2）の場合、負担上限月額は 5, 0 0 0 円に設定されています。

(2) 中間所得世帯の場合

中間所得世帯の場合、市町村民税が 3. 3 万円以上 2 3. 5 万円未満の世帯で、負担上限月額は医療保険の自己負担限度と同額になっている。

(3) 一定所得以上

市町村民税（所得割）が 2 0 万円以上の場合、自立支援医療費負担の対象外（医療保険の負担割合・負担限度額）である。

(4) 高額治療継続者（「重度かつ継続」）

高額治療継続者（「重度かつ継続」）の範囲は、以下の通りとなっており、負担上限額は、市町村民税（月額） 3. 3 万円未満（中間所得層 1）は、負担上限額 5, 0 0 0 円、市町村民税（月額） 3. 3 円以上 2 3. 5 万円未満（中間所得層 2）は、負担上限額 1 0, 0 0 0 円。一定所得以上の場合、負担上限額が 2 0, 0 0 0 円となっている。

高額治療継続者の範囲については以下のとおりである。

- ① 疾病、病状等から対象となる者で、腎臓機能、小腸機能又は免疫機能障害の者、統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害若しくは薬物関連障害（依存症等）の者、集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者。
- ② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者。

6. 補装具費支給の仕組み

補装具の支給は、これまでの現物支給から、補装具費（購入費、修理費）の支給へと大きく変わった。利用者負担についても定率負担となり、費用の1割を利用者が負担する。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されている。

障害者は、事業者との契約により補装具の購入と修理を受けることができる。障害者が補装具製作業者を自分で選べるようになったわけである。

補装具の購入、修理を希望する場合は、

(1) 申請

市町村に対して費用の支給を申請する。申請を受けた市町村は、更生相談所等（指定育成医療機関、保健所）の意見をもとに支給が適正であるかを判断する。

(2) 支給決定

支給決定の段階で補装具の種別と金額を決める。また、事業者を選ぶために必要な情報の提供も行う。

(3) 契約

支給の決定を受けた利用者は、補装具製作販売事業者と契約し、サービスの提供を受ける。

(4) 製品引渡しと支払い

利用者は、かかる費用の1割を負担する。費用負担に関しては、代理受領方式が適用される。まず、利用者が、代理受領分支払請求書を事業者に渡し、事業者が市町村に請求する。所得に応じて設定されている負担上限額に関しては、障害福祉サービスと同じ適用になっている。

7. その他の制度改正

(1) 地域生活支援事業

障害者自立支援法では、「地域生活支援事業」が創設された。都道府県および市町村が地域の実情に応じて、必要と思われる事業に柔軟に取り組む。各市町村は、「障害福祉計画」の中に地域生活支援にかかわる施策を盛り込み実施することになっている。予算的には、事業に対して国が50%以内、都道府県が25%以内を補助する。

地域生活支援事業の中身は、

① 相談支援事業

障害者自立支援法で自立支援給付を受ける障害者が、申請手続きや、サービス利用契約を結ぶ段階で相談業務を行う。相談支援事業者に委託し、障害者の支援を行う。市町村では、支援策の強化を行うために社会福祉士、精神保健福祉士、保健師を配置する。

② コミュニケーションにかかわる支援事業

障害者の社会参加の機会を支援するために、手話通訳派遣、要約筆記派遣、手話通訳設置事業などのコミュニケーションにかかわる支援事業を実施する。

③ 日常生活用具給付事業

日常生活用具とは実用性が認められた安全に使用できる用具で、日常生活の困難を改善し、自立支援につながるものとされている。ただし、開発や改良に専門知識を要するもので、一般的に普及していないものと規定されている。

日常生活用具給付事業では、以下に関して給付を行っている。

- 1) 介護・訓練支援用具
- 2) 自立生活支援用具
- 3) 在宅療養等支援用具
- 4) 情報・意思疎通支援用具
- 5) 排泄管理支援用具
- 6) 住宅改修費

④ 移動支援事業

屋外で移動することに制限を持っている障害者、一人で外出できない障害者を対象に移動にかかわる支援を行う。支援事業には、「個別支援型」「グループ支援型」「車両移送型」がある。

⑤ 地域活動支援センター機能強化事業

障害者の創作的活動、生産活動、社会との交流の促進を目指す事業である。地域活動支援センターの機能強化を図るために専門職の配置、地域住民ボランティア育成、生きがい事業などを展開する。

⑥ 生活サポート事業

介護給付の対象外になる障害者に対して、必要と認められる場合に、日常生活・家事の支援を行う事業である。

(2) 障害児施設の利用の仕組み

2006年10月から、障害児にかかわる児童福祉施設は、障害者自立支援法の障害児施設給付費が適用される。障害児施設とは、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由

由児施設、重症心身障害児施設で、これまでの措置制度から契約方式に利用の方法が変わった。

① 利用手続きの方法

障害児施設の利用を希望する場合、障害児の保護者は、各都道府県に支給申請を行いう。都道府県は、申請を受理したあとに審査を行い、障害の程度や介護者の状況や児童相談所の意見聴取も踏まえて給付の決定を行う。支給決定を受けた保護者は、利用する施設との契約を結ぶ。児童が満 18 歳に達した場合でも障害の程度が重度である場合には延長利用が可能となるケースもある。

② 障害児施設における費用負担

障害児施設における費用負担は、福祉型障害児施設、医療型障害児施設によってサービス利用にかかる費用が以下のように決まっている。また、サービス利用にかかる費用と食費、光熱費以外の日常生活にかかわる費用に関しては実費負担となる。福祉型、医療型障害児施設ともに地域で子供を養育する場合にかかる費用と同程度の負担となるように軽減措置がある。

③ 福祉型障害児施設で実際にかかる金額

福祉型の障害児施設で施設では、サービスにかかる費用の 1 割を負担する。食費、光熱水費に関しては実費負担となる。

1)生活保護、低所得 1、2 の場合

実際にかかる費用は、生活費 2.5 万円（18 歳未満の場合は 2.5 万円に 0.9 万円を加えて計算）

定率負担 1.5 万円 食費等 5.8 万円

負担額は、年収 200 万円未満世帯における一人当たりの平均的な支出は 5.0 万円。残りの額は補足給付でまかなわれる。

2)一般の場合

実際にかかる費用は 生活費 2.5 万円（18 歳未満の場合は 2.5 万円に 0.9 万円を加えて計算） 定率負担は 1 割 食費等 5.8 万円

負担額は、平均的な世帯における 1 人あたりの平均的な支出 7.9 万円。残りの額は補足給付でまかなわれる。

④ 医療型障害児施設で実際にかかる金額

医療型の障害児施設では、健康保険の算定額の 1 割に相当する額を負担する。食費に関しては入院時食事療養費に相当する額を自己負担する。

上記の合計額が福祉型施設と同様の負担額になるように軽減される。

第2章 福祉施設の体系

障害者のための福祉施設の種類の多いが、当章では障害者自立支援法のもとでの事業体系と支援費制度のもとでの旧法による事業体系の相違を記述する。

1. 新事業体系の施設

(1)生活介護事業

利用者	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者 ・ 障害程度区分3（施設へ入所する場合は区分4）以上である者 ・ 年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分2（施設へ入所する場合は区分3）以上である者
サービス内容等	・ 食事や入浴、排泄等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等を提供 ・ 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害程度区分に応じた人員配置の基準を設け、これの応じた報酬単価を設定 ・ 利用期間の制限なし
職員配置と提供サービス	・ サービス管理責任者（個別支援計画の作成、サービス内容の評価、介護や訓練内容等の指示等） ・ 看護職員（機能回復訓練等の実施、経管栄養や褥瘡等への対応、健康管理、服薬管理等）、生活支援員（食事や入浴、排泄等の介護、軽作業等の生産活動の実施、日常生活上の相談支援社会活動の支援等） 6：1～1.7：1以上
定員	日中活動の最低定員は20人以上(※)

(2)療養介護事業

利用者	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者 ・ 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸による呼吸管理を行っている者であって障害程度区分6の者 ・ 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害程度区分5以上の者
サービス内容等	・ 病院等への長期入院による医学的管理の下、食事や入浴、排泄等の介護や、日常生活上の相談支援等を提供 ・ 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害程度区分に応じた人員配

	置の基準を設け、これの応じた報酬単価を設定 ・利用機関の制限なし
職員配置	・サービス管理責任者(個別支援計画の作成、サービス内容の評価、介護や訓練内容等の指示等) ・生活支援員(食事や入浴、排泄等の介護、日常生活上の相談支援、社会活動の支援等)等 4 : 1 ~ 2. 1 : 1 以上
定員	日中活動の最低定員は20人以上(※)

(3) 自立訓練(機能訓練)事業

利用者	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者 ・入所施設・病院等を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 ・盲・ろう・養護学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な者等
サービス内容等	・理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を実施 ・通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせ ・利用者ごとに、標準期間(18ヵ月)内で利用期間を設定
職員配置	・サービス管理責任者(個別支援計画の作成、サービス内容の評価、介護や訓練内容等の指示等) ・看護職員(褥瘡等への対応、健康管理、服薬管理等)、生活支援員(リハビリテーションの実施、日常生活上の相談支援、他のサービス提供機関との調整等) 6 : 1 以上
定員	日中活動の最低定員は20人以上(※)

(4) 自立訓練(生活訓練)事業

利用者	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者 ・入所施設・病院等を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 ・養護学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等
-----	---

サービス内容等	・食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施 ・通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせ ・利用者ごとに、標準期間(24ヵ月、長期入院者の場合は36ヵ月)内で利用期間を設定
職員配置	・サービス管理責任者(個別支援計画の作成、サービス内容の評価、リハビリテーション内容等の指示等) ・生活支援員(リハビリテーションの実施、日常生活上の相談支援、他のサービス提供機関との調整等) 6 : 1 以上
定員	日中活動の最低定員は20人以上(※)

(5) 就労移行支援事業

利用者	一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった就労が見込まれる者(65歳未満の者) ・企業等への就労を希望する者 ・技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者
サービス内容等	・一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施 ・通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問によるサービスを組み合わせ ・利用者ごとに、標準期間(24ヵ月)内で利用期間を設定
職員配置	・サービス管理責任者(個別支援計画の作成、サービス内容の評価、生産活動等の指導等) ・職業指導員(生産活動の実施、事業所内授産の指導等)、生活支援員(健康管理の指導、相談支援等) 6 : 1 以上 ・就労支援員(適性にあった職場探し、企業内授産、就職後の職場定着支援等) 15 : 1
定員	日中活動の最低定員は20人以上(※)

(6) 就労継続支援事業(A型)

利用者	就労機会の提供を通じ、生産にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な者(利用開始時65歳未満の者) ・就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
-----	--

	・盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ・企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者
サービス内容等	・通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援 ・一定の範囲内で障害者以外の雇用が可能 ・多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人からの事業実施が可能 ・利用期間の制限なし
職員配置	・サービス管理責任者(個別支援計画の作成、サービス内容の評価、生産活動等の指導等) ・職業指導員(生産活動の実施、職場規律の指導等)、生活支援員(健康管理の指導、相談支援等) 10 : 1 以上
定員	日中活動の最低定員は10人以上

(7) 就労継続支援事業(B型)

利用者	就労移行支援事業を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかなかった者や、一定年齢に達している者であって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持がきたいされる者 ・企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることは困難となった者 ・就労移行支援事業を利用した結果、B型の利用が適当と判断された者 ・上記に該当しない者であって、50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ・上記に該当しない者であって、地域に一般就労の場やA型の事業所による雇用の場が乏しく雇用されることが困難又は就労移行支援事業者が少なく、利用することが困難と市町村が判断した者(平成20年度までの経過措置)
サービス内容等	・通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援 ・平均工賃が工賃控除程度の水準(月額3,000円程度)を上回ることを事業者指定の条件とする

	・事業者は平均工賃の目標水準を設定し、実績と合わせれ都道府県知事へ報告、公表 ・利用期間の制限なし
職員配置	・サービス管理責任者(個別支援計画の作成、サービス内容の評価、生産活動等の指導等) ・職業指導員(生産活動の実施、職場規律の指導等)、生活支援員(健康管理の指導、相談支援等) 10 : 1 以上(生産活動支援体制強化型の場合は、7.5 : 1)
定員	日中活動の最低定員は20人以上(※)

(※)過疎・離島地域等の事情により、単一のサービスでは利用人員を確保することが不可能と都道府県知事が判断した場合には、10人以上でよいこととする例外的な取扱いがある。

(8) 地域生活支援事業

地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが好ましい各般の事業について、地域生活事業として法定化
市町村の地域生活支援事業 市町村が取り組むべき事業として以下の事業を法定化 ・相談支援・コミュニケーション支援(手話通訳等)・日常生活用具の給付等・移動支援・地域活動支援
都道府県の地域生活支援事業 都道府県は、特に専門性の高い相談支援事業等の広域的な事業を行うほか、サービスの質の向上のための養成研修等を行うことができる
市町村及び都道府県は、障害福祉計画において、地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項を定める
国は、予算の範囲以内において、市町村及び都道府県の実施する地域生活支援事業の実施に要する費用の2分の1位内を補助する(都道府県は市町村に4分の1位内を補助する)
日中活動の実利用人員は10人以上

(8)－2 地域生活支援事業一覧(市町村事業)

1 相談支援事業(基礎的事業に加えて実施) ・市町村相談支援機能強化事業 ・住宅入居等支援事業(居住サポート事業) ・成年後見制度利用支援事業	・訪問入浴サービス事業 ・身体障害者自立支援事業 ・重度障害者在宅就労促進特別事業(バーチャル工房支援事業) ・更正訓練費・施設入所者就職支度金給付事業
2 コミュニケーション支援事業(手話通	・知的障害者職親委託制度

訳、要約筆記、音声訳等)	・生活支援事業(※)
3 日常生活用具給付等事業(給付・貸与)	・日中一時支援事業
4 移動支援事業	・生活サポート事業
5 地域活動センター機能強化事業(基礎的事業に加えて実施)	・社会参加促進事業(※)
6 その他の事業	・経過的デイサービス事業(18年度限り)
・福祉ホーム事業	・経過的精神障害者地域生活支援センター事業(18年度限り)
・盲人ホーム事業	

(※)市町村の判断で各種の事業を盛り込むことが可能な事業

(8)－3 地域生活支援事業一覧(都道府県事業)

1 専門性の高い相談事業(基礎的事業に加えて実施)	・身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業
・発達障害者支援センター運営事業	・音声機能障害者発生訓練事業
・障害者就業・生活支援センター事業	4 その他の事業
高次脳機能障害支援普及事業	・福祉ホーム事業
2 広域的な支援事業	・盲人ホーム事業
・都道府県相談支援体制整備事業	・重度障害者在宅就労促進特別事業(バーチャル工房支援事業)
・精神障害者退院促進支援事業	・施設外授産の活用による就職促進事業
3 サービス・相談支援者、指導者育成事業	・重度障害者に係る市町村特別支援事業
・障害程度区分認定調査員等研修事業	・生活訓練等事業(※)
・相談支援従事者研修事業	・情報支援等事業
・サービス管理責任者研修事業	・障害者IT総合推進事業
・居宅介護従事者等養成研修事業	・社会参加促進事業(※)
・手話通訳者養成研修事業	
・盲ろう者通訳・解除員養成研修事業	

(※)都道府県の判断で各種の事業を盛り込むことが可能な事業

2. 旧事業体系の施設

(1)障害者更生援護施設

身体障害者更生施設(入所)
身体障害者を受け入れて、その更生に必要な治療または指導を行い、及びその更生に必要な訓練を行う施設である。
肢体不自由者更生施設、重度身体障害者厚生援護施設などがある。
身体障害者療護施設(入所)
常時の介護を必要とする重度の身体障害者に日常への援助と訓練(リハビリテーション)

を行う施設である。
身体障害者授産施設(入所)(通所) 雇用されることが困難な障害者を受け入れて、職業訓練をし、かつ、職業を得て自活するための施設である。(職業に従事している人には、事業収入から必要経費を差引いた額が工賃として支払われる。)
身体障害者福祉工場 作業能力のある重度の障害者で、職場の設備、構造、通勤等の交通事情のため一般企業に雇用されることが困難な者に職場を提供し、生活指導と健康管理のもとに健全な社会生活を営むことと経済的自立を目的とする施設である。
身体障害者福祉ホーム 家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者が、低額な料金で日常生活に適するような居室その他の設備を利用できる施設である。
補装具製作施設 無料または低額な料金で、補装具の製作または修理を行う施設である。
視覚障害者情報提供施設 無料または低額な料金で、点字刊行物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録したものであって専ら視覚障害者の利用に供する施設である。
主な職種 寮母・寮夫(介護職員)介助員、生活指導員、職業指導員、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、調理員(師)、栄養士、事務職員

(2)障害者援護施設

知的障害者更生施設(入所)(通所) 18歳以上の知的障害者を保護し、日常生活や作業等を通じて、その更生に必要な指導および訓練を行う施設である。
知的障害者授産施設(入所)(通所) 18歳以上の知的障害者で就職することが困難な人に、自活に必要な訓練を行うとともに、仕事をするにより自活への道を開くことを目的とした施設である。(職業に従事している人には、事業収入から必要経費を差引いた額が工賃として支払われる。)
知的障害者福祉工場 知的障害のある者で、作業能力はあっても一般企業での就労が困難な者が、生活指導などに配慮した環境のもとで働ける工場である。
知的障害者福祉ホーム 働いており、日常生活で介護を必要としない程度に自立している知的障害のある人で、住居を求めという人に居室を提供する施設である。
主な職種

生活指導員、作業指導員、介助員、医師、看護師、調理員(師)、栄養士、事務職員
--

(3) 精神障害者社会復帰施設

精神障害者生活訓練施設

精神障害のため家庭において日常生活を営むのに支障がある精神障害者が日常生活に適応できるよう、低額な料金で居室その他の設備を利用させ必要な訓練及び指導を行うことにより、その人の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設である。
--

精神障害者授産施設

雇用されることが困難な精神障害者が自活することができるように、入所または通所により、低額な料金で必要な訓練を受け、かつ職業を得て、社会復帰の促進を図る施設である。 (職業に従事している人には、事業収入から必要経費を差引いた額が工賃として支払われる。)
--

精神障害者福祉工場

通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を雇用するとともに、社会生活への適応のために必要な指導を行うことにより、その人の社会復帰の促進及び社会活動への参加の促進を図ることを目的とする施設である。

精神障害者地域生活支援センター

地域の精神保健及び精神障害者の福祉に関する各般の問題につき、精神障害者からの相談に応じ必要な指導及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の援助を総合的に行うことを目的とする施設である。
--

主な職種

作業指導員、事務職員、看護師、栄養士、医師

第3章 和歌山県下の障害者福祉施設

福祉施設には多くの種類があるが、当章では障害者施設について障害者自立支援法に基づく新事業体形と、旧法に基づき就労に必要な訓練や働く場所を提供する施設を対象にする。

1. 障害福祉サービス等（新事業体系のサービス）

（1）生活介護（障害者自立支援法第5条第6項）

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は精算活動の機会を提供する。

事業所名	所在地	電話番号 FAX番号	定員	設置主体	認可年月日
くじら共同 作業所	〒640-8482 和歌山市六十谷490-5	073-461-9437	6	(福) くじら福祉会	平成19. 4. 1
てんとう虫	〒649-7173 伊都郡かつらぎ町大谷247-1	0736-22-1730	10	(NPO) よつ葉福祉会	平成19. 4. 1

（2）就労移行支援（障害者自立支援法第5条第14項）

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

事業所名	所在地	電話番号 FAX番号	定員	設置主体	認可年月日
障害者総合社会 復帰施設 あるぺじお	〒648-0074 橋本市野5-1	0736-32-8246	20	(福) 筈憩会	平成18. 10. 1
ワークステーシ ョンひだか	〒644-0014 御坊市湯川町富安1905-2	0738-24-0451	10	(福) 太陽福祉会	平成18. 10. 1
すまいる	〒645-0002 日高郡みなべ町芝569	0739-72-5643	16	(福) やおき福祉 会	平成18. 10. 1
第2 古道ヶ丘	〒646-1421 田辺市中辺路町栗栖川844	0739-64-1883	9	(福) やおき福祉 会	平成18. 10. 1
チャレンジメイ ト	〒641-0011 和歌山市三葛247-1家永ビル1 F	073-444-6695	20	(株) 石橋石油	平成19. 2. 1
いこいの家共同	〒640-8471	073-480-4951	6	(福) いこい	平成19. 4. 1

作業所	和歌山市善明寺13				
第2 三幸園	〒649-6531 紀の川市粉河4138-3	0736-73-8123	10	(福)山水会	平成19. 4. 1

(3) 就労継続支援A型（障害者自立支援法第5条第15項）

一般企業等での就労が困難な人に、利用者と雇用契約を結んだ上、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

事業所名	所在地	電話番号 FAX番号	定員	設置主体	認可年月日
障害福祉サービス 事業マルワック	〒649-6112 紀の川市桃山町調月1758-18	0736-66-2652	35	(福)桃の木会	平成18. 10. 1
はまゆう作業所	〒646-0036 田辺市上屋敷2-18-6	0739-26-2665	15	(NPO)はまゆう作業所	平成19. 1. 1

(4) 就労継続支援B型（障害者自立支援法第5条第15項）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

事業所名	所在地	電話番号 FAX番号	定員	設置主体	認可年月日
障害者総合社会復帰施設あるページお	〒648-0074 橋本市野5-1	0736-32-8246	10	(福)筍憩会	平成18. 10. 1
ワークステーション ひだか	〒644-0014 御坊市湯川町富安1905-2	0738-24-0451	10	(福)太陽福祉会	平成18. 10. 1
すまいる	〒645-0002 日高郡みなべ町芝569	0739-72-5643	10	(福)やおき福祉会	平成18. 10. 1
ささゆり作業所	〒646-1338 田辺市合川483-10	0739-62-8020	20	(福)大塔あすなろ会	平成18. 10. 1
ささゆり作業所（木守）	〒646-1331 田辺市木守340-3	0739-62-0431	20	(福)大塔あすなろ会	平成18. 10. 1
ハモニティー	〒646-0023 田辺市文里2-30-12	0739-26-9454	20	(福)やおき福祉会	平成18. 10. 1
第2 古道ヶ丘	〒646-1421	0739-64-1883	11	(福)やおき福祉会	平成18. 10. 1

	田辺市中辺路町栗栖川844				
龍の里作業所	〒645-0417 田辺市龍神村柳瀬1145	0739-78-2281	10	(福)やおき福祉会	平成18. 10. 1
本宮くまのこ作業所	〒647-1731 田辺市本宮町本宮1301-2	0739-42-0001	10	(福)やおき福祉会	平成18. 11. 1
いなづみ作業所	〒649-2621 西牟婁郡すさみ町周参見3858	0739-55-2842	15	(福)やおき福祉会	平成18. 10. 1
くじら共同作業所	〒640-8482 和歌山市六十谷490-5	073-461-9437	14	(福) くじら福祉会	平成19. 4. 1
いこいの家共同作業所	〒640-8471 和歌山市善明寺13	073-480-4951	14	(福) いこい	平成19. 4. 1
つむぎ共同作業所	〒641-0021 和歌山市和歌浦東3-6-13	073-444-8903	10	(福) いこい	平成19. 4. 1
共同作業所えがお	〒641-0007 和歌山市小雑賀783-41	073-425-2399	15	(福) いこい	平成19. 4. 1
第2三幸園	〒649-6531 紀の川市粉河4138-3	0736-73-8123	20	(福)山水会	平成19. 4. 1
てんとう虫	〒649-7173 伊都郡かつらぎ町大谷247-1	0736-22-1730	10	(NPO) よつ葉福祉会	平成19. 4. 1
エコ工房四季	〒649-4115 東牟婁郡串本町古座1004	0735-72-1900	3	(福)つばさ福祉会	平成19. 4. 1

2. 旧法指定施設等（旧事業体系のサービス）

（1）身体障害者授産施設（旧身体障害者福祉法第31条）

① 身体障害者授産施設

身体障害者で、雇用されることの困難な者又は生活に困窮する者等が入所し、その更生に必要な訓練と職業を提供する施設である。

施設名	所在地	電話番号 FAX番号	定員	設置主体	認可年月日
小倉園	〒649-6264 和歌山市新庄388-1	073-477-4102	30	(福)哲人会	昭和55. 5. 1

② 身体障害者通所授産施設

身体障害者で、雇用されることの困難な者又は生活に困窮する者等が通所し、その更生に必要な訓練と職業を提供する施設である。

施 設 名	所 在 地	電話番号 F A X 番号	定員	設 置 主 体	認可年月日
ふたば作業所	〒646-0023 田辺市文里2-34-15	0739-25-2781	20	(福)ふたば福祉会	昭和58. 4. 20
つわぶき授産工場	〒641-0004 和歌山市和田1283-2	073-473-0294	20	(福)つわぶき会	昭和59. 5. 1
三幸園	〒649-6531 紀の川市粉河4168	0736-73-3885	20	(福)山水会	昭和63. 4. 1
綜成苑	〒640-0112 和歌山市西庄1107-1	073-452-0294	20	(福)つわぶき会	平成 6. 8. 1

(2) 身体障害者福祉工場（身体障害者福祉工場設置運営要綱）

作業能力のある重度の身体障害者で、職場の設備、構造、通勤等の交通事情のため一般企業に雇用されることが困難な者に職場を提供し、生活指導と健康管理のもとに健全な社会生活を営むことと経済的自立を目的とする施設である。

施 設 名	所 在 地	電話番号 F A X 番号	定員	設 置 主 体	認可年月日
琴の浦ハビリテーションセンター 付 属身体障害者福祉工場	〒641-0014 和歌山市毛見1451	073-445-5722	60	(福)琴の浦ハ ビリテーション センター	昭和48. 11. 3
和佐福祉工場	〒649-6325 和歌山市下和佐61-4	073-477-5700	30	(福)スミヤ	平成 5. 4. 1

(3) 知的障害者授産施設（入所）（旧知的障害者福祉法第21条の7）

知的障害のある者が入所し、自活に必要な職業訓練や生活指導を受ける施設である。

施 設 名	所 在 地	電話番号 F A X 番号	定員	設 置 主 体	認可年月日
由良みのり園	〒649-1121 由良町吹井949	0738-65-2660	50	和歌山県 委託：(福)和歌山県福祉事業 団	昭和57. 9. 20
なぎの木園作業所	〒647-0073 新宮市木の川703	0735-31-5371	45	(福)熊野緑会	昭和64. 1. 1

(4) 知的障害者授産施設（通所）（旧知的障害者福祉法第21条の7）

知的障害のある者が通所し、自活に必要な職業訓練や生活指導を受ける施設である。

施 設 名	所 在 地	電話番号 F A X 番号	定員	設 置 主 体	認可年月日
いなほ作業所	〒649-5146 那智勝浦町中里575	0735-57-0334	31	(福)いなほ福祉会	平成11. 4. 1
いなほ作業所 新宮分場	〒647-0071 新宮市佐野2-13-14	0735-31-2336	9	(福)いなほ福祉会	平成13. 4. 1
おもと園	〒643-0151 有田川町長谷川321-1	0737-32-2370	39	(福)おもと会	昭和58. 6. 1
きのかわ共同作業所	〒649-6202 岩出市根来1557	0736-63-1873	30	(福)きのかわ福祉会	平成11. 6. 1
黒潮作業所	〒649-6313 和歌山市楠本39-1	073-462-2471	30	(福)一麦会	昭和60. 5. 1
黒潮作業所分場	〒649-6311 和歌山市里62-1	073-464-2117	10	(福)一麦会	平成10. 5. 1
黒潮作業所第二分場	〒640-8306 和歌山市出島31-8	073-474-2466	10	(福)一麦会	平成18. 4. 1
三幸園	〒649-6531 紀の川市粉河4168	0736-73-3885	38	(福)山水会	昭和63. 4. 1
綜成苑	〒640-0112 和歌山市西庄1107-1	073-452-0294	40	(福)つわぶき会	平成 6. 8. 1
太陽作業所	〒644-0044 美浜町和田1138	0738-22-4885	40	(福)太陽福祉会	昭和61. 3. 19
太陽川辺作業所	〒649-1316 日高川町蛇尾477-3	0738-52-0074	20	(福)太陽福祉会	平成11. 4. 1
つわぶき授産工場	〒641-0004 和歌山市和田1283-2	073-473-0294	30	(福)つわぶき会	昭和59. 5. 1
なかよし作業所	〒645-0004 みなべ町埴田1444-1	0739-72-5130	35	(福) なかよし福祉会	平成11. 7. 1
なぎの木園作業所	〒647-0073 新宮市木の川703	0735-31-5371	10	(福)熊野緑会	昭和64. 1. 1
はぐるま共同作業所	〒640-8301	073-474-6790	30	(福)一麦会	平成 6. 4. 1

	和歌山市岩橋643				
はぐるま共同作業所分場	〒640-8301 和歌山市岩橋776-14	073-471-4370	10	(福)一麦会	平成16. 4. 1
はぐるま共同作業所 第二分場(ラ・テール)	〒640-8483 和歌山市園部993-2	073-462-6648	10	(福)一麦会	平成17. 4. 1
夢 あじさい	〒648-0021 橋本市恋野1417-1	0736-33-5065	40	(福)橋本福祉 会	平成 5.10. 1
ひまわり作業所	〒649-0306 有田市初島町浜1756-1	0737-83-2298	40	(福)有田ひま わり福祉会	平成 2. 4. 1
ふたば第二作業所	〒646-0023 田辺市文里1-13-9	0739-25-4195	40	(福)ふたば福 祉会	昭和62. 4. 1
ふたば第二作業所 ふたば磯間分場	〒646-0031 田辺市湊1793-20	0739-26-4024	5	(福)ふたば福 祉会	平成 9. 4. 1
むくのき	〒649-7205 橋本市高野口町名倉1142-2	0736-43-2414	20	(福)棕の樹福 祉会	平成10. 4. 1
むくのき分場	〒649-7212 橋本市高野口町上中532-1	0736-43-1108	9	(福)棕の樹福 祉会	平成15.10. 1
わかば園作業所	〒647-0042 新宮市下田2-6-40	0735-21-5618	38	(福)わかば福 祉会	平成 7. 4. 1
つくし共同作業所	〒643-0005 湯浅町栖原187-1	0737-64-1866	35	(福)有田つく し福祉会	平成13. 4. 1
白浜コスモスの郷	〒649-2211 白浜町2927-219	0739-43-2359	32	(福)白浜コス モス福祉会	平成13. 4. 1
みなみ工房	〒640-0314 和歌山市頭陀寺6 3	073-478-3732	30	(福)ふじの会	平成13.10. 1
かたつむり共同作業所	〒642-0023 海南市重根1778	073-485-3320	34	(福)一峰会	平成14. 4. 1
かたつむり共同作業所 分場桜和	〒640-1161 海南市野上新616-8	073-485-2890	15	(福)一峰会	平成18. 4. 1
あすか作業所	〒649-2103 上富田町生馬522-1	0739-83-2227	31	(福)ふたば福 祉会	平成16. 4. 1
いきいき作業所	〒649-2524	0739-52-2521	10	(福)ふたば福	平成18. 8. 1

あすか作業所分場	白浜町安宅425-16			社会	
パン工房サンフルひだか	〒649-1212 日高町小中521-5	0738-63-1888	20	(福)太陽福祉会	平成17. 7. 1
マウンテンラブ	〒640-0331 和歌山市吉原270	073-479-1133	30	(福)やまのこども	平成17. 9. 1
たんぽぽ作業所	〒640-0424 紀の川市貴志川町 井ノ口1591-1	0736-64-9001	30	(福)貴桃会	平成17.10. 1
コスモス作業所	〒643-0024 有田川町庄字切山1040-6	0737-52-8560	30	(福)きびコスモス会	平成18. 4. 1
和 (なごみ)	〒649-7154 かつらぎ町妙寺95-3	0736-22-7531	30	(福)和福祉会	平成18. 4. 1
あおぎ園	〒644-1161 日高川町坂野川150	0738-55-8030	3	(福)和歌山県福祉事業団	平成18. 8.29
ウイズ	〒641-0004 和歌山市和田80-1	073-475-3333	20	(福)芳春会	平成18. 9. 1

(5) 知的障害者小規模通所授産施設

障害者小規模作業所の運営の安定化を図ることを目的に、利用定員10人～19人で運営することができるようになった施設である。

施設名	所在地	電話番号 FAX番号	定員	設置主体	認可年月日
ほかほか共同作業所	〒640-8319 和歌山市手平6-112-3	073-432-3165	15	(福)樫の木福祉会	平成15.2. 1
ひかり作業所	〒640-112 紀美野町下佐々173	073-489-4049	14	(福)生石会	平成15.7. 1
きのかわふるさと村	〒649-6417 紀の川市西大井410-5	0736-77-0886	19	(福)きのかわ福祉会	平成16.1. 1

(6) 精神障害者通所授産施設（旧精神保健福祉法第50条の2）

雇用されることが困難であり通所可能な精神障害者が自活することができるよう、低額な料金で必要な訓練の実施や職業を与えることにより、その者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設である。

施 設 名	所 在 地	電話番号 F A X 番号	定員	設 置 主 体	認可年月日
むぎ共同作業所	〒640-8301 和歌山市岩橋643	073-474-2466 073-473-0430	20	(福)一麦会	平成 2. 5. 20
めばえ	〒641-0054 和歌山市塩屋3-6-2	073-444-2020 073-446-6606	27	(医)宮本病院	平成15. 4. 1
あすなろ共同作業所	〒642-0024 海南市阪井521	073-487-5560 073-487-5556	20	(福)一峰会	平成18. 6. 1
やおき工房	〒646-0015 田辺市たきない町22-15	0739-24-2013 0739-26-9452	20	(福)やおき福祉会	平成 9. 4. 1
古道ヶ丘	〒646-1421 田辺市中辺路町栗栖川844	0739-64-1590 0739-64-1640	20	(福)やおき福祉会	平成16. 4. 1

(7)精神障害者小規模通所授産施設（旧精神保健福祉法第50条の2）

障害者小規模作業所の運営安定化を図ることを目的に、平成12年の社会福祉法改正により、利用定員10～19人で運営することができるようになった通所授産施設である。

施 設 名	所 在 地	電話番号 F A X 番号	定員	設 置 主 体	認可年月日
ひまわり作業所	〒641-0012 和歌山市紀三井寺681	073-444-3805 073-444-3805	15	NPO法人ひまわり	平成16. 10. 1
ふきのとう	〒640-0416 紀の川市貴志川町長山1649	0736-64-8255 0736-64-8255	20	NPO法人ふきのとう	平成16. 10. 1

(8)精神障害者福祉工場（旧精神保健福祉法第50条の2）

通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を雇用し、及び社会生活への適応のために必要な指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図ることを目的とする施設である。

施 設 名	所 在 地	電話番号 F A X 番号	定員	設 置 主 体	認可年月日
ソーシャルファーム・ピネル	〒640-8301 和歌山市岩橋643	073-474-4636 073-473-0430	30	(福)一麦会	平成 7. 4. 1

3. その他の施設(障害福祉関係)

(1) 「ひきこもり」者 社会参加支援センター

「ひきこもり」者に対する相談、居場所の提供、就労・就学支援及び「ひきこもり」者の家族支援等を行うことにより、「ひきこもり」者の社会参加を支援することを目的とする施設である。

施設名	所在地	電話番号 FAX番号	利用者数	実施主体	運営開始 年月日
共同作業所 エルシティオ	〒640-8319 和歌山市手平 6-112-1	073-432-2170 073-432-2170	32	NPO法人エルシティオ	平成 15. 4. 1
ハートツリーハウス	〒646-0032 田辺市下屋敷町 98	0739-25-8308 0739-25-8308	11	NPO法人ハートツリー	平成 15. 4. 1

(2) 障害者小規模作業所

在宅の障害者に授産指導及び日常生活訓練を行うとともに働く場を提供するための作業所である。

施設名	所在地	電話番号 FAX番号	利用者数	実施主体	運営開始 年月日
ピュア作業所	〒640-8321 和歌山市出水133-1-5	073-472-5848 073-472-5848	5	ピュア作業所	平成11. 3. 1
ワークショップ「フラット」ト	〒640-8128 和歌山市広瀬中ノ丁 2 丁目51	073-423-5838 073-423-5838	24	NPO法人り とるの	平成12. 9. 1
ワークステーションかめのこ	〒640-8392 和歌山市中之島1280	073-424-5303 073-424-5303	10	NPO法人かめ のこ会	平成 13. 3. 24
海南さつき作業所	〒642-0012 海南市岡田1233-3	073-483-6057 073-483-6057	8	海南さつき作業 所運営委員会	昭和60. 8. 1
あかり作業所	〒649-0111 海南市下津町方453	073-492-0215 073-492-0215	8	NPO法人あ かり	平成13. 4. 1
きずな福祉作業場	〒649-6402 紀の川市北勢田755-1	0736-77-6634 0736-77-6634	10	きずな福祉作業 場運営委員会	平成3. 4. 1
福祉作業所「かみひこうき」	〒648-0086 橋本市神野々651-1	0736-33-5412 0736-33-5412	8	福祉作業所かみ ひこうき	平成11. 9. 9
アルファ田辺	〒646-0031 田辺市湊1655-6	0739-25-4174 0739-26-6763	17	NPO法人アル ファ田辺	昭和55. 7. 1
ふたば第三作業所	〒646-0038	0739-26-1310	15	ふたば第三作業	平成元. 7. 1

	田辺市末広町5-32	0739-26-1310		所運営委員会	
ふたば福祉の店	〒646-0031 田辺市湊1136	0739-22-4965 0739-22-4995	5	ふたば第三作業 所運営委員会	平成2. 5. 5
障害者労働自立センター	〒646-0023 田辺市文里2-27-10	0739-22-5080 0739-25-5179	15	障害者労働自立 センター運営委 員会	平成4. 4. 10
聴覚障害者「田辺くじら共同作 業所」	〒646-0061 田辺市上の山2丁目28-22	0739-25-3232 0739-25-3232	5	聴覚障害者 田 辺くじら作業所運 営委員会	平成15. 5. 26
きらら工房	〒643-0071 広川町広78	0737-63-3394 0737-63-3394	9	NPO法人きら ら工房	平成 12. 10. 10
やまびこ作業所	〒643-0521 有田川町清水357-1	0737-25-1279 0737-25-1279	7	NPO法人やま びこ作業所	平成13. 4. 1
若葉作業所	〒649-6531 紀の川市粉河1862	0736-73-3744 0736-73-3744	16	NPO法人わか ば	平成1. 4. 1
岩出サンワーク	〒649-6213 岩出市西国分605	0736-62-7201 0736-62-7201	1	NPO法人岩出サ ンワー ク	平成10. 4. 1
ふれあい作業所	〒643-0004 湯浅町湯浅1508-1	0737-64-1338 0737-64-1338	30	NPO法人ふれ あい作業所	平成11. 1. 7
ひいふうみい共同作業所	〒640-8432 和歌山市土入241	073-454-7600	5	NPO法人ひい ふうみい会	平成18. 4. 1

第4章 和歌山県の授産施設等の実態

和歌山県福祉保険部福祉保険政策局障害福祉課が、平成19年4月にまとめた和歌山県下の授産施設等の実態は次のとおりである。

(和歌山市)

施設（事業所）名	施設種別	定員	18年度 平均工賃 （賃金） 実績額 （時給）	18年度 平均工賃 （賃金）実 績 額（月額）	半年間の 平均工賃が 最も高い人 の月額工賃	半年間の 平均工賃が 最も低い人 の月額工賃	1日のサービス 提供時間 平均作業 （労働）時間	作業内容
いこいの家 共同作業所	就労継続支援B型事業所 （主たる事業所）	14人	100円	2,324円	5,783円	233円	9:30～15:00 （内職） 9:00～16:00 （清掃） 4～5時間	①内職（箸の検品、 タオルのたたみ等） ②霊園清掃業務
つむぎ共同作業 所	就労継続支援B型事業所 （従たる事業所）	10人	195円	9,596円	23,866円	2,762円	9:00～16:00 5時間	①弁当製造、配達 ②カフェレストラン（接客・調理・皿 洗い） ③店頭販売（生鮮野菜・果物）
共同作業所えが お	就労継続支援B型事業所 （従たる事業所）	10人	152円	4,974円	10,633円	725円	9:00～16:00 3.5時間	①内職（箸の検品、 タオルのたたみ等） ②霊園清掃業務
ウイズ	知的障害者通所授産 施設	20人	150円	12,147円	19,333円	4,333円	9:00～16:00 5.5時間	①ミシンを使った 枕カバーの縫製作 業 ②家庭用品（スポン ジ等）の袋詰め
小倉園	身体障害者入所授産 施設	30人	140円	15,804円	28,443円	2,178円	8:30～17:00 6.5時間	①レジャー用品包 装②インク容器組 立③充填作業
くじら共同作業 所	就労継続支援B型事業所	16人	270円	24,795円	33,475円	4,966円	9:30～15:30 5時間	①パウンドケー キ・クッキー製造・ 販売 ②空缶のリサイク ル
黒潮作業所	知的障害者通所授産 施設	30人	24円	1,534円	2,890円	446円	9:30～15:00 2時間	①農作業・リサイク ル②自主製品作 り・下請け作業など
黒潮作業所 分 場	知的障害者通所授産 施設（分場）	10人	84円	2,645円	3,003円	1,395円	9:30～15:00 4時間	うどん製麺事業
黒潮作業所 第二分場	知的障害者通所授産 施設（分場）	10人	464円	46,204円	84,022円	17,053円	9:00～16:00 5時間	業務用ウエス等製 造販売
琴の浦ハビリテーショ ンセンター附属 身体障 害者福祉工場	身体障害者福祉工場	60人	2,682円	298,754円	546,351円	68,716円	8:00～17:00 7.5時間	電池部品の組立ラ インのオペレータ ー、製品の検査等生 産に関する全ての

								業務
綜成苑	身体障害者通所授産施設	20人	75円	8,328円	28,283円	583円	9:00~16:00 6時間	①木工作业②フィルム包装作業③溶液充填作業（消臭剤、洗剤等雑貨品）
綜成苑	知的障害者通所授産施設	40人	103円	11,339円	75,500円	583円	9:00~16:00 6時間	①木工作业②フィルム包装作業③溶液充填作業（消臭剤、洗剤等雑貨品）
ソーシャルファーム ビネル	精神障害者福祉工場	30人	1,149円	113,191円	162,056円	26,174円	8:30~17:00（クリーニング） 9:00~17:15（印刷・食品）7時間	①寝具等のクリーニング②印刷③食品加工（総菜）④販売店の運営⑤清掃
つわぶき授産工場	身体障害者通所授産施設	20人	59円	6,567円	21,833円	500円	9:00~16:00 6時間	①木工②機械部品組立③弁当箱包装
つわぶき授産工場	知的障害者通所授産施設	40人	70円	7,735円	30,000円	500円	9:00~16:00 6時間	①木工②機械部品組立③弁当箱包装
はぐるま共同作業所	知的障害者通所授産施設	30人	235円	26,661円	52,508円	8,477円	作業内容により異なります 6時間	パン・クッキーの製造・販売
はぐるま共同作業所 第一分場	知的障害者通所授産施設（分場）	10人	274円	23,483円	48,615円	1,264円	9:00~15:00 4.5時間	納豆、せんべい、粉末茶、ゼリー、きな粉等の製造販売
はぐるま共同作業所 第二分場（ラ・テール）	知的障害者通所授産施設（分場）	10人	156円	16,892円	19,123円	10,164円	8:30~14:30 4.8時間	豆腐・パン・わらび餅・シュークリーム等製造販売
ひまわり作業所	精神障害者小規模通所授産施設	15人	332円	6,535円	16,575円	140円	9:30~14:30 1.6時間（作業によって異なる）	①箸の袋詰め（出来高制）②リサイクルショップ（店当番等）③宅配弁当（調理補助）④アルミ缶の回収
ほかほか共同作業所	知的障害者小規模通所授産施設	15人	6円	721円	953円	303円	10:30~15:30 3時間	①内職作業②パウンドケーキ作り
マウンテンラブ	知的障害者通所授産施設	30人	145円	15,534円	62,362円	2100円	9:00~17:00 6時間	①リネン枕のパイプ入れ替え②各ブランドの袋詰めギフトの包装③ごみ袋の入れ替え④自動車部品のパリ取り⑤ブルーベリーの生育
みなみ工房	知的障害者通所授産施設	30人	9円	1,045円	1,500円	420円	9:00~15:00 3.5時間	①手織り②藍の栽培・染め③竹炭④無農薬野菜の栽培
むぎ共同作業所	精神障害者通所授産施設	20人	380円	22,644円	45,119円	2,283円	8:30~17:00（クリーニング） 9:00~16:00（ウ	①業務用クリーニング（寝具） ②ウエス（使い捨て

							エス) 6時間	雑巾製造)
めばえ	精神障害者通所授産施設	27人	322円	16,517円	26,968円	3,380円	10:00 ～16:00 4.5時間	①喫茶②製パン③ クリーニング④調 理 ⑤クリーンサ ービス
和佐福祉工場	身体障害者福祉工場	30人	1,884円	170,847円	225,257円	132,267円	8:30～1 7:30 8時間	花王のシャンプ ー・リンス等のミニ ボトルへの充填作 業及び製品のセッ ト作業

(海草地域)

施設（事業所）名	施設種別	定員	18年度 平均工賃 （賃金） 実績額 （時給）	18年度 平均工賃 （賃金）実 績 額（月額）	半年間の 平均工賃が 最も高い人 の月額工賃	半年間の 平均工賃が 最も低い人 の月額工賃	1日のサービス 提供時間 平均作業 （労働）時間	作業内容
あすなろ共同 作業所	精神障害者通所授産 施設	20人	106円	6,458円	10,384円	1,577円	9:25～1 5:45 5時間	①焼き菓子・パン・ ベーグルなどの製 造・販売 ②生活雑貨の組立 などの内職作業
かたつむり共同 作業所	知的障害者通所授産 施設	34人	121円	10,374円	13,505円	3,500円	9:00～1 5:00 5時間	①パン製造、販売② 家庭雑貨下請け ③海南市より委託 の公園掃除
かたつむり共同 作業所分場 桜和	知的障害者通所授産 施設（分場）	15人	119円	11,331円	12,129円	10,037円	9:00～1 5:00 5時間	①ジャム製造、販売 ②家庭雑貨下請け ③清掃、洗車、草刈 請負
ひかり作業所	知的障害者小規模通 所授産施設	14人	126円	8,470円	11,946円	330円	10:00 ～15:45 4.5時間	①下請作業（袋詰） ②公園の清掃作業

(那賀地域)

施設（事業所）名	施設種別	定員	18年度 平均工賃 （賃金） 実績額 （時給）	18年度 平均工賃 （賃金）実 績 額（月額）	半年間の 平均工賃が 最も高い人 の月額工賃	半年間の 平均工賃が 最も低い人 の月額工賃	1日のサービス 提供時間 平均作業 （労働）時間	作業内容
きのかわ共同 作業所	知的障害者通所授産 施設	31人	113円	9,668円	14,830円	3,035円	9:45～1 5:30 4時間	①自主製品（縫製に よるふくろう、小物 製品）②下請作業 （弁当パック類）③ リサイクル（ビンの リサイクル）④市よ り委託作業（公園の 清掃、草刈り）

きのかわ ふるさと村	知的障害者小規模通 所授産施設	14 人	216円	18,95 5円	23,35 6円	15,69 3円	10:00 ～15:15 (希望により早 出、残業、休日 出勤の取り組み も有) 3. 5時間	委託販売(地元産直 野菜、果物、切花、 花苗、加工品、他作 業所の自主製品な ど)
三幸園	身体障害者通所授産 施設	20 人	161円	14,42 3円	52,60 0円	4,723 円	9:00～1 5:40 5時間	①機器組立 ②パソコン教室 ③箸袋折作業 ④タオルたたみ
三幸園	知的障害者通所授産 施設	25 人	126円	11,43 7円	22,42 0円	3,163 円	9:00～1 5:40 5時間	①機器組立 ②さをり織り ③箸入れ他軽作業 ④リサイクル作業
第2三幸園	就労継続事業B型事 業所	20 人	111円	8,711 円	19,72 0円	2,976 円	9:00～1 5:40 5時間	製袋下請け(粗品作 り)
たんぽぽ作業所	知的障害者通所授産 施設	30 人	118円	9,684 円	23,78 6円	296円	9:00～1 5:30 5.5時間	①市町村指定のゴ ミ袋の製造 ②食品関連製造(パ ン・クッキー・ジャ ム・アイスクリーム 等) ③手内職作業
ふきのとう	精神障害者小規模通 所授産施設	20 人	157円	3,764 円	7,428 円	687円	9:00～1 5:00 3.5時間	家庭用品の組立作 業
障害福祉サービス 事業 マルワック	就労継続支援A型	35 人	69 5円	126,3 68円	17 0,959 円	4 0,006 円	8:30～1 7:30 7.8時間	クリーニング(シー ツ洗濯等のリネン 事業)

(伊都地域)

施設(事業所)名	施設種別	定員	18年度 平均工賃 (賃金) 実績額 (時給)	18年度 平均工賃 (賃金)実 績 額(月額)	半年間の 平均工賃が 最も高い人 の月額工賃	半年間の 平均工賃が 最も低い人 の月額工賃	1日のサービス 提供時間 平均作業 (労働)時間	作業内容
あるべじお	就労継続支援B型事 業所	10 人	120円	1,964 円	4,240 円	40円	9:00～1 5:45 4時間	①しいたけ栽培② EMボカシ製造 ③内職
むくのき	知的障害者通所授産 施設	20 人	125円	9,473 円	11,58 3円	1,080 円	9:00～16: 00 6時間	下請作業(箸入れ・ パソコン解体)、 育苗、肥料詰め、縫 製品作り
むくのき 分場	知的障害者通所授産 施設(分場)	9人	127円	9,806 円	11,58 3円	600円	9:00～16: 00 6時間	再織り製品生地製 造から製品作り(マ フラー、小物袋他)、 農産物生産販売(よ もぎの湯他)

夢あじさい	知的障害者通所授産施設	40人	126円	10,779円	23,595円	2,585円	10:00～15:00 4時間	①パンの製造販売 ②紙製品(押花しおり、名刺の製造販売) ③ビーズ製品(携帯ストラップの製造販売) ④内職(レジャー用品、日用品の箱詰め)
てんとう虫	就労継続支援B型事業所	10人	新規事業開始のため実績無し	新規事業開始のため実績無し	新規事業開始のため実績無し	新規事業開始のため実績無し	9:30～15:00 5時間	軽作業(タオル折り袋詰め作業)
和	知的障害者通所授産施設	30人	81円	6,753円	9,879円	2,583円	9:30～16:00 4時間	①ピザの製造販売 ②さをり織り(ボーチ、ペンケース、カバン等) ③下請け作業 ④加工食品(梅干し、漬け物)

(有田地域)

施設(事業所)名	施設種別	定員	18年度 平均工賃 (賃金) 実績額 (時給)	18年度 平均工賃 (賃金) 実績 額(月額)	半年間の 平均工賃が 最も高い人の 月額工賃	半年間の 平均工賃が 最も低い人の 月額工賃	1日のサービス 提供時間 平均作業 (労働) 時間	作業内容
ひまわり作業所	知的障害者通所授産施設	40人	138円	12,026円	20,591円	2,956円	9:00～16:00 5.5時間	①手袋・靴下の加工(下請) ②靴下の製造・販売(自主製品)
つくし共同作業所	知的障害者通所授産施設	35人	257円	23,046円	38,532円	2,619円	原則9:30～15:45 (作業班により、シフト制の変則勤務、時間外勤務あり) 5時間	①パン(及びクッキー等)製造、販売 ②企業等からの下請作業、さをり織りなど
おもと園	知的障害者通所授産施設	39人	96円	10,644円	20,666円	5,500円	8:30～16:00 6時間	①日用品加工(袋づめ) ②靴下(下請け) ③農耕
コスモス作業所	知的障害者通所授産施設	30人	202円	15,841円	36,050円	2,840円	9:00～15:30 4.6時間	①農作業②軽作業 ③喫茶店④委託事業等

(日高地域)

施設(事業所)名	施設種別	定員	18年度 平均工賃 (賃金) 実績額 (時給)	18年度 平均工賃 (賃金) 実績 額(月額)	半年間の 平均工賃が 最も高い人の 月額工賃	半年間の 平均工賃が 最も低い人の 月額工賃	1日のサービス 提供時間 平均作業 (労働) 時間	作業内容
ワークステーション	就労継続支援B型事業所	10人	359円	11,758円	19,555円	5,299円	9:50～15:20	①ペットボトル処理業務②アルミ缶

ひだか							4時間	回収 ③食用廃油再生燃料化事業
太陽作業所	知的障害者通所授産施設	40人	149円	12,658円	22,219円	4,722円	9:00~16:00 6時間	①木工(バズル等の製造販売) ②縫製(ふきん等の製造販売) ③下請け(軍足の裏返し作業、箱折り、ゴム製品のバリとり等
パン工房 サンフルひだか	知的障害者通所授産施設	20人	220円	23,486円	37,775円	11,591円	9:00~15:30 5.5時間	パンの製造販売
由良みのり園	知的障害者入所授産施設	50人	110円	12,602円	17,612円	2,965円	9:00~16:50 6時間	①花苗の育苗・お米作り等農耕作業②クリーニング作業 ③職員と共に企業等へ出掛けての請負等作業
すまいる	就労継続支援B型事業所	10人	92円	3,770円	4,212円	3,240円	9:00~16:00 5.5時間	①自動車配線組み立て作業 ②ラッピング作業
なかよし作業所	知的障害者通所授産施設	35人	343円	22,944円	52,995円	4,090円	9:30~15:45 4.5時間	①下請作業(シール貼・箱折り、乾物詰め合わせ作業) ②アルミ缶回収 ③自主製品(ポチ袋・風鈴・さをり)
あおぎ園	知的障害者通所授産施設	30人	103円	9,233円	16,241円	339円	9:30~16:30 6時間	①堆肥袋詰販売②ペットボトル処理 ③縫製品製造販売 ④アルミ缶収集
太陽川辺作業所	知的障害者通所授産施設	20人	246円	20,596円	31,181円	1,938円	9:00~16:00 6時間	①下請け(軽作業) ②シルクスクリーン印刷及び昇華印刷作業

(西牟婁地域)

施設(事業所)名	施設種別	定員	18年度 平均工賃 (賃金) 実績額 (時給)	18年度 平均工賃 (賃金) 実績 額(月額)	半年間の 平均工賃が 最も高い人の 月額工賃	半年間の 平均工賃が 最も低い人の 月額工賃	1日のサービス 提供時間 平均作業 (労働) 時間	作業内容
古道ヶ丘	精神障害者通所授産施設	20人	134円	5,706円	7,827円	725円	10:00~15:30 4時間	バンガローの管理・内職・園芸作業
ささゆり作業所	就労継続支援B型事業所 (主たる事業所)	20人	141円	9,062円	11,610円	5,736円	10:00~16:00 5時間 (就労内容によって異なる)	①清掃業務(福祉施設などの建物清掃、環境整備など) ②木工製品の製造販売(丸太椅子、花瓶敷きなど)

ささゆり作業所 木守分場	就労継続支援B型事業所 (従たる事業所)	20人	134円	5,711円	8,440円	4,308円	10:00 ~15:00 4時間 (就労内容によって異なる)	①木工製品の製造販売(丸太椅子など)②農耕(季節野菜、ハーブの栽培など)③家畜の肥育(牛、山羊、地鶏・羊など)
第2古道ヶ丘	就労継続支援B型事業所 (主たる事業所)	11人	130円	5,430円	8,151円	2,222円	10:00 ~15:30 5時間	バンガローの管理・内職・園芸作業
第2古道ヶ丘 龍の里作業所	就労継続支援B型事業所 (従たる事業所)	10人	45円	3,811円	4,288円	2,038円	9:30~15:30 5時間	①手漉き和紙製造に掛かる工程(こうぞの皮むき)②杉と和紙のコースター、草木染めハンカチの製造等
第2古道ヶ丘 くまのこ作業所	就労継続支援B型事業所 (従たる事業所)	10人	110円	3,964円	5,920円	1,420円	10:00 ~15:00 3時間	箱折内職・缶バッヂ作成
はまゆう作業所	就労継続支援A型事業所	15人	652円	42,936円	48,791円	20,212円	9:00~15:00 4.5時間	①精米・米販売 ②物品販売(さをり織り・簾) ③下請け作業(箱折り他)
ハモニティー	就労継続支援B型事業所	20人	251円	3,800円	14,555円	330円	10:00 ~15:00 4時間	①せんべい製造②古紙・空き缶回収③受託内職(箱折り)
ふたば作業所	身体障害者通所授産施設	20人	62円	5,225円	8,985円	2,479円	9:00~15:00 5時間	①印刷②さをり織り ③洗濯ばさみ ④EMぼかし
ふたば第二作業所	知的障害者通所授産施設	40人	75円	6,903円	8,360円	2,039円	9:00~15:00 5時間	①縫製 ②木工 ③箱折り ④ウエス
ふたば第二作業所 磯間分場	知的障害者通所授産施設(分場)	5人	154円	20,412円	26,045円	14,301円	6:30~13:00 5.5時間	パン製造・販売
やおき工房	精神障害者通所授産施設	20人	76円	8,443円	14,826円	1,739円	9:00~16:00 6時間	①内職作業(箱折り、印刷関係の下請け)②便利屋(洗車、草刈り、ペンキ塗りなどの簡易な作業)
白浜コスモスの郷	知的障害者通所授産施設	32人	148円	13,250円	20,812円	1,775円	9:30~16:00 5時間	①製袋作業(市町村指定ゴミ袋の生産納品)②かみすき作業(再生紙を使った紙製品製造販売)
あすか作業所	知的障害者通所授産施設	31人	191円	13,235円	18,484円	5,141円	9:00~15:00 5時間	①食品加工(クッキー、マドレーヌ作り) ②清掃作業(アルミ缶回収、マンション掃除)③農耕④福祉の店⑤リサイクル

								ショップ⑥下請け作業（箱折り等）
あすか作業所 日置川分場 （いきいき作業所）	知的障害者通所授産施設（分場）	10人	215円	11,406円	18,096円	7,810円	9:00～15:00 5時間	①自主製品（ビーズストラップ） ②清掃作業（トイレ清掃、公園清掃）
いなづみ作業所	就労継続支援B型事業所	15人	226円	9,536円	19,121円	2,619円	9:30～16:00 2時間（移動時間含まない）	①草刈 ②肥料・せっけん作り

（東牟婁地域）

施設（事業所）名	施設種別	定員	18年度 平均工賃 （賃金） 実績額 （時給）	18年度 平均工賃 （賃金）実 績額 （月額）	半年間の 平均工賃が 最も高い人 の月額工賃	半年間の 平均工賃が 最も低い人 の月額工賃	1日のサービス 提供時間 平均作業 （労働）時間	作業内容
いなほ作業所 新宮分場	知的障害者通所授産施設（分場）	9人	109円	11,998円	13,333円	9,638円	9:10～15:20 5.2時間	①製パン事業 ② 物品販売
なぎの木園作業所	知的障害者入所授産施設	45人	162円	17,840円	67,760円	2,284円	基本8:50～15:00 約5時間 ※作業内容により異なる	①農耕作業 ②石 けん作業 ③各種下請け作業 ④施設外実習
なぎの木園作業所	知的障害者通所授産施設	10人	111円	12,258円	50,496円	3,600円	基本8:50～15:00 約5時間 ※作業内容により異なる	①農耕作業 ②石けん作業 ③各種下請け作業 ④施設外実習
わかば園作業所	知的障害者通所授産施設	38人	70円	6,643円	17,120円	838円	9:00～16:00 6時間	①木工（卒塔婆、松明等）②縫製③農耕 ④印刷⑤アルミ缶回収
いなほ作業所	知的障害者通所授産施設	31人	174円	18,919円	34,817円	5,268円	8:50～15:30 5.5時間	①製パン事業 ② 軽作業（リネン、物 品販売等）
エコ工房 四季	就労継続支援B型事業所	30人	197円	14,632円	24,533円	2,670円	9:30～16:00 5時間	①埋立ゴミ再分別 作業②ペットボト ル・発砲スチロール 選別減容作業③公 衆トイレ清掃作業 ④軽作業

（1）この一覧表の見方

①平成18年度平均工賃（賃金）実績額（時給）

平成18年10月～平成19年3月までの半年間に利用者全員に支払った工賃（賃金）のすべての額を利用者数と作業（労働）時間で割って算出した額である。

※支払った額はボーナス等の手当もすべて含めた額である。

※各施設（事業所）の実際の作業（労働）日数及び時間にかかわらず、月給のところにおいては1ヶ月を22日、1日を5時間で割って時給を算出している。また、日給のところにおいては、1日を5時間で割って時給を算出している。

②18年度平均工賃（賃金）実績額（月額）

平成18年10月～平成19年3月までの半年間に利用者全員に支払った工賃（賃金）のすべての額を各月の工賃（賃金）を支払った利用者数の合計で割って算出した額である。

③半年間の平均月額が最も高かった人の額

平成18年10月～平成19年3月までの半年間の工賃（賃金）の総額を利用した月数で割った平均工賃が一番高かった人の額である。

④半年間の平均月額が最も低かった人の額

平成18年10月～平成19年3月までの半年間の工賃（賃金）の総額を利用した月数で割った平均工賃が一番低かった人の額である。

⑤1日のサービス提供時間と平均作業（労働）時間

平均作業（労働）時間には昼休みなどの休憩時間は基本的に含んでいない。

第5章 福祉施設ヒアリング結果

各種資料や統計を基に障害者自立支援法の研究や障害者施設の実体を調査するために、各施設のヒアリング調査を実施した。調査対象はアトラダムであるが、今後他の施設のモデルとなる施設が主体になった。

1. ソーシャルファーム・ピネル食品部

施設名	ソーシャルファーム・ピネル食品部	所在地	和歌山市岩橋 643
認可年月日	平成7年4月1日		
電話番号	073-471-4370	設置主体	(福)一麦会
定員	7人	平均工賃	月額 113,191円
施設種別	精神障害者福祉工場	実労働時間	7時間
授産事業	食品加工(惣菜)、販売店の運営、清掃		
特記事項	経済的自立と安心できる生活の保障ができる安定した職場づくりを目指し、お客様に安心安全でおいしい食材を提供することをモットーとして、真空調理での食品加工に取り組んでいる。 調理を担当する障害者にやる気が出てきてレシピを渡しておけば、職員がいなくても自分たちだけで調理ができるようになったのは大きな進歩である。 今後は新商品の開発につとめ、アイテム数を増やして県下老人施設や県下授産施設への食材供給を行うとともに、直営食堂の充実、大型店への販売のために衛生設備の改良を行っていく予定である。		

2. はぐるま共同作業所第一分場

施設名	はぐるま共同作業所第一分場	所在地	和歌山市岩橋 776-14
認可年月日	平成16年4月1日		
電話番号	073-471-4370	設置主体	(福)一麦会
定員	10人	平均工賃	月額 23,483円
施設種別	知的障害者通所授産施設	実労働時間	4.5時間
授産事業	納豆、せんべい、粉末茶、ゼリー、きな粉等の製造販売		
特記事項	3年前から実施してきている食品製造業を、オンリーワン事業に成長させ、障害者が1人でも多く永く就労できる職場づくりと、当該作業所で働く障害者が経済的自立できるような収益確保に挑戦し、他の授産施設(作業所等)の範となるようなプロジェクトを目指している。 具体的には、次のような目標に取り組んでいる。 ・障害を持っている人達が、60歳まで働ける職場を作る。		

	・ 2008 年中に障害者 20 人の雇用を実現する。 ・ 2010 年までに障害者全員に工賃月 5 万円以上を支払う。 ・ 生産設備・品質管理・衛生管理を整備した本格的な食品加工所を建設する。 ・ 大手量販店との商品取引を実現する。 ・ 自営の農場を持ち、原材料を栽培する。
--	--

3. きのかわふるさと村

施設名	きのかわふるさと村	所在地	紀の川西大井 410-5
認可年月日	平成 16 年 1 月 1 日		
電話番号	0736-77-0886	設置主体	(福)きのかわ福祉会
定員	14 人	平均工賃	月額 18,955 円
施設種別	知的障害者小規模通所授産施設	実労働時間	3.5 時間
授産事業	委託販売(地元直産野菜、果物、切花、加工品、他作業所の自主製品)		
特記事項	委託販売は、店舗販売と移動販売を行っている。 特に店舗販売のため、作業時間の基本は 10 時～15 時 30 分であるが、障害者の体調や生活のリズムを考慮して早出、残業制度を設けてお客に対応している。 農家に対する委託手数料は 15 % と薄利であるので、値上げ交渉をする一方で、資金手当をして買取を増やし利益率アップを目指している。移動販売も販売拠点が少なく、今後は自治会長や地元の老人会と交渉して販売拠点を増やし、販売車の運行効率を考えて点から線、線から面への展開を考えている。		

4. むくのき分場

施設名	むくのき分場	所在地	橋本市高野口町上中 532-1
認可年月日	平成 2 年 4 月 1 日		
電話番号	0736-430-1108	設置主体	(福)棕の樹福祉会
定員	9 人	平均工賃	月額 9,806 円
施設種別	知的障害者通所授産施設	実労働時間	6 時間
授産事業	再織製品生地製造から製品作り(マフラー・小物袋他) 農産物生産販売(よもぎの湯他)		
特記事項	再織製品という高級品を扱っているので、販路が再織に興味のある顧客に限られ、一般向きでないため売上高は少額である。 指導員は熱心で地元のボランティアにも助けられて利用者を一生懸命		

	命に指導しているが、重度障害者が多いため作業があまりはかどっていないのが問題である。 再織でかばん等を製作しているが加工賃が高額で採算がとりにくいので縮小傾向である。 障害者施設の製品であるから義理やお情けで買ってくれる人に頼るのではなく、独自の販売ルートを開拓する必要がある。 利用者の工賃はすべて同額であるのは一考を要する。 再織のほかに他の授産事業として、隣接の畑で取れる小ひょうたんを加工して県下の名所旧跡等で土産物として販売することを提案し、実行に移しかけている。
--	--

5. たんぽぽ作業所

施設名	たんぽぽ作業所	所在地	紀の川市貴志川町井ノ口 1591-1
認可年月日	平成17年10月1日		
電話番号	0736-64-9001	設置主体	(福)貴桃会
定員	30人	平均工賃	月額 9,684円
施設種別	知的障害者通所授産施設	実労働時間	5.5時間
授産事業	市町村指定のゴミ袋の製造、食品関連製造(パン・クッキー・ジャム・アイスクリーム等)、手内職作業		
特記事項	施設開設当初は、ジャムを主事業とする予定であり、製造されたジャムは好評であったが、指導員不足と担当する利用者がおらないことで先細りになっている。利用者の障害の程度に合わせて、市町村指定のゴミ袋の製造、食品関連製造、手内職作業を行っているが、売上を増加させて利用者の工賃をアップさせるという考えが浸透していない。例えば、ゴミ袋の製造過程で最後の仕上げ機ををはずし、手作業で行っているため生産性が非常に低くなっている。全工程を機械化すると早くできすぎて時間が余るという理由からであるが、論外である。 障害者自立支援法ができ、原則サービス代金の1割負担になり、応能負担から応益負担に変わり、利用者の負担が増加し、退所者も出ている。		

6. ひまわり作業所

施設名	ひまわり作業所	所在地	有田市初島町浜 1756-1
認可年月日	平成2年4月1日		
電話番号	0737-83-2298	設置主体	(福)有田ひまわり福祉会
定員	40人	平均工賃	月額 12,026円
施設種別	知的障害者通所授産施設	実労働時間	5.5時間

授産事業	手袋・靴下の加工(下請)、靴下の製造・販売(自主製品)
特記事項	従来は靴下の下請け加工(裏返しや、かがりのみ)であったが、九州の大手靴下販売会社の製品を全工程下請けするようになり、加工高が数段向上している。 施設長は自立支援に非常に熱心に取り組む姿勢であるが、施設長の考えが職員に理解されていない面があるので、職員の意識改革が期待される。 靴下の生産や機械のメンテナンスを1人の職員に頼っているため、複数の職員が機械を扱いメンテナンスができるよう訓練する必要がある。 現在の自主製品である靴下の製造・販売により経営資源を注ぎ、さらに売上高のアップを図る方向にもっていきたい。

7. ふたば作業所

施設名	ふたば作業所	所在地	田辺市文里 2-34-15
認可年月日	昭和 58 年 4 月 20 日		
電話番号	0739-25-2781	設置主体	(福)ふたば福祉会
定員	20 人	平均工賃	月額 5,225 円
施設種別	身体障害者通所授産施設	実労働時間	5 時間
授産事業	印刷、さをり織り、洗濯ばさみ、EMぼかし		
特記事項	身体障害と知的障害の多重障害者が多く、また重度障害者が多いので、作業能率はあがっていない。どちらかというと作業所というよりも居場所的存在になっているので、ほとんど工賃を稼ぎだせていない。 重度障害者に合わせて仕事をするのではなく、障害の程度に応じた仕事を各自にさせるべし。		

8. はまゆう作業所

施設名	はまゆう作業所	所在地	田辺市上屋敷町 2-18-6
認可年月日	平成 19 年 1 月 1 日		
電話番号	0739-26-2665	設置主体	(NPO)はまゆう作業所
定員	15 人	平均工賃	月額 42,936 円
施設種別	就労継続支援 A 型事業所	実労働時間	4.5 時間
授産事業	精米・米販売、物品販売(さをり織り)、下請け作業(箱折り他)		
特記事項	授産事業は地元産のコシヒカリの精米・販売(軽度障害者)と箱折り下請け作業(重度障害者)であるが、施設長は非常に精力的で、売れるものは何でも売るという主義に徹している。 近隣の祭りやイベントには、保護者の応援も得て焼きそば、ジュース		

	類、おにぎり等の販売をし、自家菜園でできる野菜・果物を利用して梅干や漬物といった加工食品を生産して、工賃アップに努めている。 その結果、昨年、障害者自立支援法の新事業所として「就労継続支援A型」に県下の施設に先駆けて移行して、最低賃金を保証している。 毎朝、就業前には散歩の時間を設けて利用者をリラックスさせ、施設長の人柄か、利用者はみんな、はきはきと挨拶をし、生き生きと楽しく作業してる様子が見取られる。 他施設の模範となる施設として、他の施設に見学や職員の実習を進めたい。 ただ、施設長1人で切りまわしをしている感があり、早く後継者を育成することが急務である。
--	---

9. あすか作業所

施設名	あすか作業所	所在地	上富田町生馬 522-1
認可年月日	平成16年4月1日		
電話番号	0739-83-2227	設置主体	(福)ふたば福祉会
定員	31人	平均工賃	月額 13,235円
施設種別	知的障害者通所授産施設	実労働時間	5時間
授産事業	食品加工(クッキー・マドレーヌ)、マンション清掃作業、アルミ缶回収、農耕作業、リサイクルショップ運営、下請け作業(箱折り等)		
特記事項	多くの授産事業を実施しているが、就労継続支援B型に移行できるのは食品加工のみである。 アルミ缶回収も他の授産事業に比べて、採算はよいが、現在アルミ価格が高騰しているからであり、過去のように低水準になったときの対応を考えておく必要がある。 重度障害者の下請け作業は、重度障害者が従事しているので、工賃が低額であるのは止むを得ないとしても、農作業は問題である。本職の農業従事者でも重労働であるのに、長時間労働によって生計を維持している状態なのに、障害者にとっても対応しきれない面がある。特に、真夏の農作物の管理をどうするかは非常に難しい問題である。 マンション清掃作業も生産効率を高めるとともに、請負賃金のアップを考えていかねばならない。 経営資源を分散するのではなく、利益の稼げる部門に経営資源を集中していったらどうか。食品加工のクッキーの生産・販売に力を注ぐのも一方法である。 全般的に、施設を利用者の居場所とする考え方が浸透しており、職員		

	全員の意識改革が望まれる。
--	---------------

10. なぎの木園作業所

施設名	なぎの木園作業所	所在地	新宮市木の川 703
認可年月日	昭和64年1月1日		
電話番号	0735-31-5371	設置主体	(福)熊野緑会
定員	10人	平均工賃	月額 12,258円
施設種別	知的障害者通所授産施設	実労働時間	5時間
授産事業	農耕作業、石鹼製造、各種下請け作業、施設外実習		
特記事項	廃天ぷら油を原料にして石鹼の製造をしているが、廃油の回収が困難、においがきついという問題があり、職員もあまり使用していない製品で拡販は困難を極めている。今後は廃油の回収とにおい対策が必要であるが、以前は各地の婦人会等で廃天ぷら油を原料にして石鹼の製造をしていたが、採算が取れなくやめたケースがほとんどである。よほど環境問題に理解のある人に販売するか、高価でも買いたくなる高級品を製造しないと採算的には難しい。 施設外実習はハーネスの組立工場で働いており、平均5万円/月と授産施設としては高収入を得ている。		

11. わかば園作業所

施設名	わかば園作業所	所在地	新宮市下田 2-6-40
認可年月日	平成7年4月1日		
電話番号	0735-21-5618	設置主体	(福)わかば福祉会
定員	38人	平均工賃	月額 6,634円
施設種別	知的障害者通所授産施設	実労働時間	6時間
授産事業	木工作业(卒塔婆・松明等)、縫製、農耕作業、印刷、アルミ缶回収		
特記事項	木工作业では、安くて良質な卒塔婆の製作に心がけ、販路の拡大に努めている。寺院(浄土真宗のように卒塔婆を建てない習慣の宗派もある)を対象に営業する必要がある。毎年2月6日夜に行われ、和歌山県の無形民俗文化財に指定されている神倉神社の例大祭に使用するお燈祭(おとうまつり)は、勇壮な火祭として知られている。そこで使用する松明も製作している。卒塔婆の重要は全国で年間800万本、お燈祭で使用する松明の需要は2,000本といわれているので、どれだ		

	けの受注を取るかがカギである。 また、畑で生産する野菜や果樹類を利用して、漬け物やジャムの製造にも挑戦している。縫製は主として布巾の製作をしているがあまり売れていない。利用者の障害の程度にもよるが、もう少し的を絞って経営資源を集中したほうが効率的である。
--	---

12. いなほ作業所

施設名	いなほ作業所	所在地	那智勝浦町中里 575
認可年月日	平成 1 1 年 4 月 1 日		
電話番号	0735-57-0334	設置主体	(福)いなほ福祉会
定員	3 1 人	平均工賃	月額 1 8,9 1 9 円
施設種別	知的障害者通所授産施設	実労働時間	5.5 時間
授産事業	製パン事業、軽作業(リネン・物品販売等)		
特記事項	以前は、印刷等多くの授産事業を行っていたが、3 年前から経営資源を製パン事業に絞り込み、効率を上げてきている。 製造工程を細分化して、障害の程度に応じた作業を各利用者が分担し、生き活きとした職場作りを目指している。 販売先は、地元のスーパーやA コープを始め、職域を中心にしたい同販売や学校給食である。今後は、販売先を増やし、3 年後に利用者の工賃を平均月額 3 0, 0 0 0 円にすることを目標にしているが、労働時間の延長や学校給食によりきめ細かく対応するため休日労働も視野に入れている。		

(注)設置主体の(福)は社会福祉法人、(N P O)は特定非営利活動法人

第6章 問題点

1. 障害者自立支援法の問題

平成18年4月1日、障害者自立支援法が施行され、10月1日から本格的に施行されている。

「障害者の自立を支援する」法律―「バリアフリー」「ノーマライゼーション」という考え方は、障害者が健常者と同じように暮らせる社会を目指しているし、その究極の目的が「障害者の自立」であるのは、まちがいない。それなのに、様々な場面で当事者である障害者やその保護者から不安の声が上がっているのは、なぜなのか。

「きょうされん」の調査でも、障害者やその保護者からなぜ実施されたのか、将来の見通しに不安、生活の経済面での苦しさなどの意見が寄せられている。具体的には、「なぜ障害者自立支援法が実施されたのかその理由がわからない」「将来、地域で自立して生活していけるか不安が多くなった」「これまでのように施設・作業所を利用し続けられるか不安」「利用料や食料費に負担のために以前よりも経済的に苦しくなった」「障害者自立支援法がどのような制度かわからない、理解することが難しい」「これまで一緒に働いてきた仲間と離れてしまうのではないか不安」「家族の介護や介助の負担がこれまで以上に増えた」「利用料の負担が大きいのでサービスの利用回数を減らした」等々である。

障害者自立支援法の柱は「福祉サービス体系の大幅な転換」「支給決定事務の明確化」「利用者負担の見直し」「福祉サービス提供者規制緩和」「市町村主体のサービス提供、障害福祉サービスの作成」の五つである。

(1) 福祉サービス体系の大幅な転換

福祉サービス体系は、介護給付事業、訓練等給付事業、地域生活支援事業に集約された。

問題点は、①従来の支援費制度と比べて報酬単価の減額、②障害程度区分によって受けられるサービスの限定化、③期限を定めて事業内容に対する不適合ケースの取扱い、④地域生活支援事業の事業確保、財源確保等々である。

(2) 支給決定事務の明確化

問題点は、①障害認定の79項目については介護保険の認定基準を適用、そのために身体介護等の考慮事項の少ない障害者の支援内容が生きない、②市町村の勘案事項・二次判定による審査会の意見に利用者、家族、支援者の意見が反映されるか等である。

(3) 利用者負担の見直し

利用者負担の見直しで一番大きく見直されたのは、従来の「応能負担」から「応益負担」に変わったことである。

問題点は、①個人の所得から世帯の所得とした問題点(家族の負担)、②分かりにくい減免制度と社会福祉法人等に対する事業負担、③定率一定割合が利用者の生活を圧迫、④食費、光熱費の全額自己負担による生活の圧迫、⑤就労支援事業のサービス利用者の利用者負担問題等々である。

(4) 福祉サービス提供者規制緩和

問題点は、①施設・設備整備の放棄、株式会社、有限会社、NPO法人の事業参加による小規

模事業者の圧迫等々である。

(5) 市町村主体のサービス提供、障害福祉サービスの作成

問題点は、①市町村格差の広がり懸念、②自治体の財源確保問題、③施設の事務作業の増加等々である。

特に、「当事者の収入ではなく、受けたサービスに応じ、支払い負担を一律1割にする」という応益負担の取り決めは、今までの福祉政策とはまったく異なった考え方である。非課税世帯への配慮はあるものの、国は厳しい財政難を受けて「これ以上公費負担を増やさない」ために、障害者も含め、「互いに負担し支えあう」ことを前提としたのである。

国が財政破綻すれば元も子もないので、多少の利用者負担増は仕方がない。しかし、「1割負担」で、利用者の生活は一変した。もちろん急激な負担増を緩和するため、これまで福祉サービスを受けてきた人たちには、5年間の経過措置があるが、それでも既に問題が起こっている。

2. 障害者福祉施設の問題点

障害者福祉施設は、障害者の生活支援と自立支援の両面を持っているが、現状をみると生活支援を主体にして自立支援をおろそかにしている面が多くみられる。

そのような観点に立ってみると、次のような問題点が見受けられる。

(1) 施設の経営指針（経営理念、経営方針、経営計画）が作成されていない。

①経営理念が策定されていないので、

- 1) 理事長や施設長の目指すべき姿勢が確立でない。
- 2) 施設の社会的存在意義が明確にならない。
- 3) 理事長や施設長と職員や利用者の共通の土俵作りができていない。

②経営方針が策定されていないので、

- 1) 自立型の施設が目指していない。
- 2) 自主的な職員や利用者が育っていない。
- 3) 地域とのかかわりを大切にしていない。
- 4) 長期持続する施設が目指していない。

③経営方針を3ヵ年計画にまとめられていないので、

- 1) 3年後の施設の絵が描けていない。
- 2) 3年後の到達目標が定まっていない。
- 3) 事業展開の具体案が固まっていない。
- 4) 働きがいのある施設が目指していない。

(2) 理事・施設長・職員が、利用者の自立を促す支援をしようとする意識に欠けている。

利用者の給料は1ヶ月当り1万円未満の施設が多く、施設での仕事をきちんと事業化し、利用者にいきいきと働いてもらい、おカネを儲け、利用者が自立するに足る工賃を支払えるよう努力する、そんな経営の視点が、残念ながら欠けている。

その原因は、おそらく「措置制度」「支援費制度」のもとでぬるま湯につかり、利用者を一定時間施設で安全に預り、時間さえ過ごさせればいいという、いわば施設を利用者の居場所とさえしておけば施設の目的は果たせるという思考に基づくものではないか。

(3) 施設の運営に携わっている職員は、施設に企業経営的な感覚を取り入れるという観念は乏しい。

施設の運営に携わっている職員は、福祉の知識は豊富であるが、施設に企業経営的な感覚を取り入れるという観念は乏しい。それゆえ、施設で実施する授産事業で生産されるものは売れない、したがって多額の工賃を支払えないという悪循環に陥っている。

施設の多くは、空き缶回収、パックの解体、てんぷら油の廃油に化成ソーダを混ぜて石鹼をつくる。余りものの木っ端などでブローチ、クッキーを焼いたりして儲からない仕事をしている。これもやはり利用者に仕事をさせるべきではない、施設は利用者の居場所であればよいという過去からの悪習慣からくるものではなかろうか。

(4) 施設独自の強み・弱みはなにか不明確である。

施設の強み・弱みを分析し、強みはさらに伸ばし、弱みを如何にして克服していくかの視点に欠けるので、今までの経験の範囲から飛び出した事業展開ができていない。例えば、障害者は複雑な作業はできない。土・日曜日と祝日は休日にする。作業時間は短時間でなければならない。販売方法はチャリティバザーや展示会等で障害者が作ったものであるとって同情を買って売ることからリピート客ができない。販売エリアは施設内か、出て行くにしても近距離の地域密着型である。

(5) 授産事業の採算計算ができていない。

授産品の原価計算ができていないので、授産事業の採算計算ができていなく、どのようにすればより多くの利益をあげられるかを模索する方法がわからない状況である。

特に多くの授産事業を行っている施設では、どの事業が儲かっているか、どの事業が採算割れかの判断がつかない。儲かっている事業をさらに伸ばし、採算割れの事業は如何にして採算が取れるようにするか、または縮小していくのかの方策も考えられていない。授産事業別の工賃を計算していない施設が多いので、採算割れの事業が儲かる事業をしている利用者の足をひっぱっているケースが多い。

それ故、職員の給料は固定費であるが、利用者の工賃は利益が出た分を工賃で支払うという変動費になっている矛盾に気がついていない。

(6) 職員が授産事業に専念できていない。

官公庁から細かい事務を要求されているうえに、事務のマニュアル化ができていないので、事務作業に多くの時間を割かれ、職員が授産事業に専念できていない。

(7) 職員が職人になっていない。

授産事業を担当する職員は、その事業の職人(例えば、木工であれば木工職人、パン製造であればパン職人という具合に)にならなければ、利用者に売れる製品を作らせる指導ができないが、現実はそのようになっていない。その原因は、職員が職人にならなければならないという意識に

欠けている面もあるが、職員の担当部署が数年毎に変わり、職人になる前に異なる事業を担当させるという施設側の問題にもある。

第7章 今後のあるべき姿

障害者自立支援法の改正問題については、種々議論されているところであるが、この実現には障害者の団体等が大きな力を発揮しなければならない。各施設としては「きょうされん」等の団体の運動に協力する必要があるが、個々の施設がどのように努力しても力不足なので、この章では個々の施設のあるべき姿を取り上げる。

1. 施設の経営指針（経営理念、経営方針、経営計画）作成する。

理事長や施設長がリーダーシップを発揮して、職員や利用者と一緒に一体感を保ちながら自立支援の完遂という共通意識をもつために、経営指針を作成する必要がある。経営指針は、経営理念、経営方針、経営計画の3項目で構成される。

経営理念は、何のために企業を営んでいるのか、どのような企業にしたいのかを明確にするものである。たとえば、「×××××を通して地域文化の向上に貢献する」「職員と利用者がともによりよい生活水準を目指す」というような文章で表し、外部に発信する。

経営方針は、経営方針の完遂のためには何をすべきかという経営戦略を考える。ここではまず外部環境の変化の予測と、自施設の強みを弱みを分析する必要がある。

経営計画は、経営理念、経営方針をもとにした具体的な数字の入った3カ年計画を作成し、さらに2年後、1年後の計画に落とし込んでいく。ここで現状と3年後のあるべき姿のギャップを徐々に埋めていく方法を考える。

障害者の月給をあげる出発点は目標の設定である。施設で作成する経営計画の最終目標は、3年後に利用者1人あたりの平均工賃をいくらにすればよいかである。

さらに、経営計画については毎月定期的の実績と計画の比較をし、それに基づいて企業発展の方向に軌道修正をすることが大切である。いわゆる、P(計画を立てる)⇒D(実行する)⇒C(計画と実績の差額をチェックしてどこに問題があったのかを探る)⇒A(問題点を解決すべく次の新しいアクションをおこす)のマネジメントサイクルの繰り返しを行う。

2. 施設に企業経営的な感覚を取り入れる。

「障害者の自立」とは、簡単にいうと障害者が働いて収入を得て生活することである。障害者に十分な工賃が払えていないのは、「儲かる」仕事をしていないからである。

施設の理事、施設長、職員、保護者等の施設に係わる人が、全員、利用者が1日施設で過ごし、小遣い程度の給料をもらえばよいという認識を改め、障害がある人もない人も同じように生活できる、権利も義務も同じようにもって生活できるというノーマライゼーションの精神を持つよう再認識する必要がある。施設の仕事に携わっている方の多くは自分たちの仕事は特別だと思い違いしていないか。

自分たちの仕事をきちんと事業化し、障害者にいきいきと働いてもらい、おカネを儲け、障害者が

自立するに足る給料を支払えるよう努力する。そんな経営の視点が、残念ながら共同作業所に見当たらない。

福祉事業の重要性は十分認識するが、作業所では一般市場と同様に、消費者である買い手が欲しいものをつくることで障害者の月給を上げ、「障害者の自立」を促すために、企業経営的な感覚を取り入れる必要がある。経営というのは企業だけに必要なものではない。病院も学校も本来は経営が必要である。障害者のための施設にも当然経営は欠かせない。

これらを実行するためには理事・施設長・職員が意識改革をおこなう必要がある。

3. 売れる製品を作る。

大半の施設は、仕事は次の二つの条件を満たすことと考えている。タダもしくは非常に安く原材料が手に入る仕事であることと、最も障害程度の高い障害者でもできる単純作業であることである。

そのために多くの施設でつくられている製品には、残念ながら「市場価値」がない。自分が消費者＝買い手になったらどういうモノやサービスで喜ぶか、それを考えるのが経営である。

一般市場で必要なのは、消費者である買い手が欲しいものをつくることである。

マーケティングとはお客様がどうしたら買う気を起こすのか、どんなものが好きなのかを調べることである。

マーケティングをもとに実際にどのようなものをつくるのかを考えるのがマーチャンダイジング（商品政策）である。マーチャンダイジングによって、製品化する手順を考える。

4. 売れる仕組みを作る。

つくることと売ることと、どちらが大事であろうか？

経営において何が大事かという、製品の販売である。すなわち売ることである。「売れるモノをつくる」事も大事であるが、「売れる仕組みを考える」ことはもっと大事である。

お客様がどうしたら買う気を起こすのか、どんなものが好きなのかを調べるマーケティングを実施し、自分が消費者になったらどういうモノやサービスで喜ぶか、それを考えるのが企業経営の基本であることを認識する。消費者に買う気を起こさせればよい。買う気の起こる製品を考え、買う気の起こる販売の仕組みを考えればよい。

さらにカスタマー・サティスファクション(CS)、いわゆる顧客満足度をいかに上げるか、これができるれば商売繁盛である。

よって各施設では、授産品の販売促進のための市場調査方法や1ヵ月5万円の利用者工賃を目標にした計画を立てる具体的方法（授産品目、生産キャパティシー、製造場所、実働時間、年間稼働日数、販促方法）を研究する必要がある。

5. 授産事業ごとの原価計算を実施する。

まず、今期支払うべき工賃を想定する。次に、主原材料、副原材料、包装資材等の変動費と工賃を除いた諸経費の固定で原価計算を行う。ここで、現在の売上高でいくらの工賃を出せるか算出して、想定した工賃に満たない場合の対策を考える。

利益＝売上高－費用である。利用者に工賃を多く支払うためには、以下に利益を多くするかということである。一般的には利益を多くするために費用の削減策を考えるが、施設では、仕入量も少ないし諸経費も少ないので、むしろ売上高の増加策を考える。

売上高＝売上数量×売上単価である。故に、いかにして売上数量を伸ばすか、付加価値をつけて如何にして売上単価をあげるかの方法を考えることにより、売上高増加策が導き出される。

6. 授産事業の業務内容と利用者の障害の程度を調査し、すべての利用者が作業ができる体制作りをする。

一つの施設を利用する障害者にも障害程度の差がある。彼らを同一の作業に従事させようとするとう無理が生ずる。

そこで、授産事業の業務内容と利用者の障害の程度を調査し、すべての利用者が作業ができる体制作りをする。

例えば、パンの製造・販売事業では、受注受け、作業手配、材料の計量、捏ね、分割、焼く、包装、伝票づくり、判押し、容器の洗浄、使用済み作業衣のクリーニング、配送手配、販売、伝票整理等に作業工程を細分化すれば、それぞれのパートで障害程度に応じた作業をさせることは可能である。

すべて

こうすることによって、仲間が共同で仕事を成し遂げたという達成感が得られ、仲間意識がさらに強固になるという施設例もみられる。

7. 施設間の情報のネットワークの共有化はかり、作業内容の公表や販売ルートの相互活用を利用する。

現状はほとんどの施設が授産品を独自に販売している。

施設間の情報のネットワークの共有化をはかり、作業内容の公表や販売ルートの相互活用を利用し、授産品を売る助け合いができないか。

例えば、ジャムを製造している施設はパンを製造している施設や食堂を営んでいる施設に、パンを製造している施設は食堂を営んでいる施設に、塩を製造している施設は漬物を製造している施設や弁当を製造している施設及び食堂を営んでいる施設に、冷凍食品及び豆腐を製造している施設は弁当を製造している施設や食堂を営んでいる施設に、日持ちのよいものを製造している施設は店舗を営んでいる施設や移動販売を行っている施設にというぐあいに授産品を売る助け合いを行うこと

によって、販売促進の一助にするとともに、PRの役目をはたいてもらえるネットワーク作りを提案する。

さらに、情報の交換を蜜にして、合理的な仕入、製造方法、販売方法、作業分他の方法等の互いに持っているノウハウを公開することも効果があろう。

おわりに

平成19年度マスターセンター補助事業で「障害者授産施設及び作業所の実態と今後の方向に関する調査研究」を行った。

この調査研究と従来からの障害者施設支援の経験から多くの問題点がうかびあがってきた。

平成18年4月1日、障害者自立支援法が制定され、10月1日から全面施行されている。

この法律のもとで、従来の授産施設や作業所は新しい事業体系に移行しなければならないが、和歌山県下では、新体系に移行した施設は数少ない。

法律自体にも問題はあるが、施設が抱える問題も多くある。

これまでの福祉施設は、行政による保護の下での活動で、受け入れている障害者の人数に応じて、施設に入る補助金の額が決まっていた。また、一般企業の人件費（施設の職員も）は固定費であるが、授産施設の工賃は「いくら儲けたからいくら払う」という変動費である。制度に「守られてきた」側面があり、「働く」という観点に乏しかったと思われる。そのようななかで長年施設が運営されてきたから、悪い意味での競争もなければ、よい意味での競争もなかった。しかし、障害者自立支援法ができて、働きたい人や働ける人には働く場所をつくろう、という流れになり、環境は変化してきている。

彼らには潜在能力がある。この能力を何とか伸ばして自立できるようにしてあげることができないものであろうか。

私たちは過去の経験を生かして、これらの問題点の解決のために、福祉施設に企業経営的な手法を取り入れて、障害を持った人々が地域でのノーマライゼーションを創出するための住居の問題、生活支援（相談・援助）のサービスの提供システムとともに日中活動の場としての授産施設や、就労支援の場、さらに経済的自立を支援続けていきたい。

平成19年11月

社団法人中小企業診断協会

和歌山県支部・調査研究担当

中小企業診断士・奥村博志

中小企業診断士・宮本康彦